

研究

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険(下)

——簡易生命保険の生成と展開——

横山寿一

はじめに——問題の所在と分析視角

一 「救貧法」体制下の貧困と葬儀・埋葬問題

(1) 低賃金層の貧困と生命・健康の破壊

① 労働強化による労働能力の破壊

② 都市における過密と劣悪な住環境

③ 食料品と食生活問題

④ 諸結果——高い死亡率と急速な世代の交替

(2) 都市における葬儀・埋葬問題の深刻化……第二九卷第六号

二 簡易生命保険の生成と展開

(1) 「集金組合」による埋葬保険とその弊害

(2) 簡易生命保険会社の登場

① 近代保険の生成と簡易生命保険

② 一八五二年「特別委員会」と簡易生命保険会社の登場

(3) 簡易生命保険の拡大と近代化

——ブルーデンシャルの活動を中心に——

① 初期の困難と低迷

② 巨大な成長とその契機

(i) 吸収・合併による販売網の拡大

(ii) 営業領域の拡大と児童保険及び諸改革

(iii) 独占的地位の確立

③ 簡易生命保険の拡大と労働者生活

(4) 小括

三 簡易生命保険の弊害と国営化

(1) 簡易生命保険の弊害と欠陥

① 乱立・消滅と大量の失効

② 集金制度と過大な管理費

(2) グラッドストーンによる郵便保険の創設

① 郵便保険法案をめぐる対抗

② 郵便保険の現実

(3) 「ノースコート委員会」の改革提案

おわりに
……以上本号

二 簡易生命保険の生成と展開

一でみた都市における異常に高い死亡率と葬儀・埋葬問題の深刻化という事態は、機械制大工業の顕著な進展と、そのもとで繰り広げられた営利活動が、労働者階級の労働と生活の全過程へもたらした貧困化の極点であり、いわば、その象徴的表われであった。これらの貧困問題が示した最大の特徴は、生産手段・生活手段からのみならず、伝統的な共同体的地縁・血縁関係からも「自由」にされた労働者が、貨幣への依存を不断に高められることによって、一層広い領域にわたって営利主義の支配のもとにおかれ、生命と生活の不安定化を余儀なくされるということにあったといえよう。営利主義による強欲なまでの搾取の強化がもたらした、高い死亡率という貧困の極点が、そこに寄生して営利を貪らんとする葬儀屋Ⅱ営利業者によって、葬儀、埋葬費の法外な負担を生み出し、再び貧困を促進していくという事態の展開は、まさにこのことを示していた。

しかし、営利主義による貧困化の促進という問題は、この点にとどまらず、葬儀・埋葬の深刻化が生み出す、いわゆる

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険(横山)

「埋葬保険」への膨大な需要の創出をめぐって、一層大規模な展開をみせることになる。即ち、「埋葬保険」を楨杆とした営利保険の拡大・浸透である。そして、以下でみるように、この主役を演じ、貧困を「食いもの」にしなげ、莫大な利得を獲得していった営利会社こそ、他ならぬ「簡易生命保険会社(Industrial Life Assurance Companies)」であった。彼らは、旧くから労働者のあいだで自然発生的に取り組まれていた相互扶助による「埋葬給付」を、「簡易生命保険」という低額の営利生命保険に仕立てあげ、主に、熟練労働者中心の友愛組合からも、共済活動を営む労働組合(職能別組合)からも排除された、不熟練・低賃金労働者を対象にして、大規模な販売活動を展開し、広範な労働者を被保険者として組織することに成功していった。「はじめに」で指摘した「国民保険法」下での彼らの絶大な影響力は、一九世紀中葉以降の、かかる成長を基盤としている。

以下では、「簡易生命保険」の生成と展開の過程を、簡易生命保険会社の成長過程と、その前史を形成した地方的「埋葬組合」、全国的「集金組合」の活動とをみるなかで跡づけ、そのなかで、「簡易生命保険」が、労働者生活へいかなる影

響を及ぼしていったのかをみることにしよう。まず、「簡易生命保険」の歴史から取りあげよう。

(1) 「集金組合」による埋葬保険とその弊害

伝統的な共同体的地縁・血縁関係が解体し、それらに支えられた旧来の「生活保障」基盤を欠いていた都市では、はやくから、労働者のあいだで、自然発生的に自主的な扶助・共済活動が出現し、救済行政の負担軽減を意図する政府の保護・奨励も手伝って、一九世紀の初頭には、相当広範囲にわたる普及が認められるまでに成長してきていた。これらの相互扶助組織は、一般に「友愛組合(Friendly Societies)」と呼ばれ、新たな地縁関係や職業上の結びつきを基礎として、主に地域組織の形態をとっていた(後にみるように、一八三〇~四〇年代には全国組織へむけての大規模な再編成を経験する)。友愛組合は、そのうちに様々なタイプの組合を含んでいたが、その典型的な組合といわれるものの多くは、疾病給付と埋葬給付を柱とする相互扶助、及び会員相互の交流・親睦を、共通にその目的として掲げていた。⁽¹⁾

だが、見落してならないのは、これらの、いわば本来的な

友愛組合の形態と並んで、相互扶助の対象を専ら埋葬に限定し、相対的に低額の拠出金で参加しうる組合が、少なからず組織されていたことである。「埋葬組合(Burial Society)」あるいは「埋葬クラブ(Burial Club)」と称する組合がそれである。これらの組合は、葬儀・埋葬問題の深刻さを反映して、膨大な労働者が集積されるに至ったランカシャーとその隣接地域で最も顕著に認められたといわれる。⁽²⁾そして、この種の組合こそ、後にみる「集金組合」とともに、簡易生命保険の歴史を形成した共済組織である(以下、地方的「埋葬組合」と呼ぶ)。

地方的「埋葬組合」は、一八七一~七四年にかけて詳細な友愛組合の調査を実施した「ノースコート委員会」⁽³⁾この委員会については後に詳しくみる―に提出されたジョージ・ヤングの報告書によれば、「仲間の労働者の死に対して、彼の葬儀と家族のために、何某かのお金を集めるために帽子をまわす慣習(the custom of sending round the hat)から発展してきた」⁽³⁾。組合の創設に際して便宜をはかり、主催者的な役割を担ったのは、多くの友愛組合がそうであったように、居酒屋の主人であった。また、一でみた都市の葬儀屋も、少な

らずこうした役割を果たしたといわれる。チャドウィックのさきの報告書（都市における埋葬に関する報告書）は、この点について次のように指摘している。即ち、「労働者階級の埋葬クラブは、一般に、葬儀屋や居酒屋の主人 (publican) によって設立され、かれらの家でクラブが催された」と。⁽⁴⁾

地方的「埋葬組合」における拠出と給付の形態について言えば、会員に死が生じた場合に一定額の拠出金を徴収し、それを遺族に手渡す単純なものから始めて、次第に、定期的な拠出による恒常的な給付資金の蓄積へと発展していったとされている。⁽⁵⁾ また、拠出金の徴収には、多くの場合、会員による集金制度が採用されたことから、この「埋葬組合」は「集金組合 (Collecting Societies)」とも呼ばれた。「集金組合」の大部分は埋葬組合であり、埋葬組合の多くは集金組合であった。⁽⁶⁾ もっとも、組合組織が特定の地域に限定されていた地方的「埋葬組合」の場合には、集金活動も「働いたあとの暇な時間とか土曜日に、少数の労働者によって」担われること⁽⁷⁾ で事足り、集金人を雇い入れる場合でも、大抵はパートタイム労働で十分であった。⁽⁸⁾

さらに、拠出と給付の水準については、当然ながら組合の

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険 (横山)

規模とかそれぞれの資金状態等によって一様ではなかったが、ロンドンの組合を調査したチャドウィックが、さきの報告書で示している数値を参考までに挙げておけば、週一・五ペンスから二ペンスの拠出で、死亡に際して五ポンドから一〇ポンドの給付が支払われている、という状況であった。⁽⁹⁾

これらの地方的「埋葬組合」のなかには、一九世紀の末あるいはそれ以降まで存続しつづけた組合もあるが、一般的には、一九世紀中葉までにその歴史的使命を終える。というのも、この地方的「埋葬組合」には、その発展を制約するいくつかの重要な限界が存在していたからである。第一に、運営に際して踏えられた保険原理が、極めて初歩的なもので、高い死亡率が続くなかで、たえず資金的に不安定・不健全な状態を余儀なくされ、「時として全く資金が存在しないことがあった」⁽¹⁰⁾程で、組合の財政的破産から閉鎖を招くことも稀ではなかった。酒宴による資金の浪費、不適切な資金の運用等が、かかる不安定さを一層助長していた。第二に、会員の老齢化につれて支出が増大し、資金が急速に減少を呈してくれば、残りの資金を分割して組合を閉鎖するという行為が少なからず見られたため、「一世代存続した埋葬組合は例外」⁽¹¹⁾と⁽¹²⁾

言われるような状況にあった。だが、何よりも、これらの組合を衰退せしめたのは、一九世紀前半の鉄道網の発達が促進した、より広範な地域にわたる労働者の移動という現実であった。この移動は、特定の地域の居住者しか加入しえない地方組合を、急速に時代遅れな存在に転化せしめていった。

地方的「埋葬組合」のこうした限界は、必然的に、全国的な広がりをも有する組合の登場を促していった。そして、それに応じて一八四〇～五〇年代から姿を現わしてきたのが、組合を特定の地域に限定しない大規模な集金組合 (Large Collecting Societies) であった（以下、全国的「集金組合」と呼ぶ）。

因みに、かかる組合の全国組織化の動きは、友愛組合全体にみられた現象であり、本来的な友愛組合の場合には、地方組合を支部に再編・統合した連合組合 (Affiliated Order) の出現という形をとって現われた。⁽¹³⁾ この連合組合について一言しておけば、それらは、財政の健全化のために、相当高額の拠出金を求めるとともに、他方では、加入条件を厳格化し、危険の多い低賃金・不熟練労働者をそこから遠ざけ、相対的に上層の労働者を専らその会員とする組合となっていた。

新たに登場した全国的「集金組合」は、地方的「埋葬組

合」との激しい会員争奪戦にうち勝ち、それらを破産・消滅へ追い込みつつ⁽¹⁴⁾、その基盤を固め、次第に、埋葬保険の分野における中心的存在になっていったが、かかる変化は、埋葬保険をめぐる従来の自主的な共済活動に、いくつかの重要な変容を生ぜしめることとなった。第一に、地方組合が有していた、お互いに顔見知りの隣人・知人による相互扶助という性格は根底から覆され、共済組織とはいうものの、会員のあいだには同じ組合の被保険者であること以外には全く結びつきがなくなり、その点では保険会社と大差のない存在となったことである。第二に、埋葬保険に特有な集金活動が、活動の広域化と規模の拡大に相応して、会員相互の活動やパートタイムの労働から、専門の集金人による活動へと転化したこととであり、それに伴って、集金人を維持するための多額の資金的余剰とその蓄積・増大化が、組合運営の不可欠の条件となるに至ったことである。さらに指摘しなければならぬ第三の点は、会員が全員参加する定例の会合によって進められてきた、いわば直接民主主義的な管理・運営方式は、事実上不可能となるなかで、少数の理事・役員による管理・運営が支配的となるとともに、彼らへの権限の集中が不可避的に生

じてござるをえなかつたという事実である。

かかる変更のなかでも、特別に重要な意味を有したのは、集金活動に係わる内容である。集金活動は、集金組合の存立と拡大に不可欠なものであったが、組合規模の拡大に伴い、その比重が一層高まっていかざるをえなかつた。そして、このことは同時に、集金人の組合に対する影響力の増大を招来せずにはおかなかつた。彼らは、次第に、集金活動のみならず、組合の管理・運営にも関与するようになり、事実上、組合を支配するに至る。⁽¹⁵⁾ かかる事實は、「ノースコート委員会」に寄せられた次のような証言によって確認される。即ち、「いくつかの組合では、実際に集金人が組合の所有者となっており……一定の組合では、集金人が、彼らの思いどおりのことを実際に行なっている。」⁽¹⁶⁾

こうした集金人の組合支配によって、全国的「集金組合」は、次第に本来の相互扶助的性格を稀薄化させ、集金人自身の利益を優先させる、極めて営利性格の濃厚な組織へと変質していった。これらの組合は、たしかに友愛組合として登録され、表向きは自主的相互扶助組織ではあったが、もはや、「本来の友愛組合 (friendly societies proper) とはどんな共通

性もない」⁽¹⁷⁾ 組織であつた。即ち、これらの組合は、「それを職業とし、その職業で生計をたてる少数の人達によって計画され、営まれている事業団体 (Trading Bodies)」であり、「人格的な信頼や友愛の古い絆を、表面にあらわれた慈善と友愛精神の背後にかりうじて隠した営利本能に置き換えた」ところの、事実上の営利保険会社であつた。⁽¹⁸⁾

全国的「集金組合」のもつ、かかる営利主義的性格は、他方での前近代的性格と相俟って、埋葬保険を渴望する多数の労働者の利益を無視した活動を生みだすに至る。例えば、組合の資金状態を無視した集金人に対する法外な報酬・手数料の支出は、その典型的な例である。「ノースコート委員会」の第四次報告書によれば、当時（一八七〇年代初頭）でさえ、依然として、多くの組合で収入保険料の五〇%にも達する管理費支出（その大部分は集金人への報酬・手数料）が行なわれているという有様で、なかには、スコットイッシュ・リーガル (Scottish Legal Friendly Society) のように、その比率が、これまで七四%にも達していた—もつとも調査時点では、その比率は半減していたとされているが—組合さえ認められた。⁽¹⁹⁾ こうした過大な支出は、当然にも、保険準備金の資金的基盤

を脆弱ならしめ、保険金の不払い・遅滞等の弊害を生み出さずにはおかなかった。

集金人による集金・勧誘活動の面では、さらに重大な弊害が生じた。多くの組合が採用した新規契約に対する一定期間にわたる割増報酬払いは、集金人を「会員を永続化させることで利益を得るというより、むしろ、できるだけ多数の会員を獲得するように刺激するという性格」⁽²⁰⁾をもつていたため、集金人が、高い報酬を求めて新規契約の獲得に狂奔し、地道な集金活動を軽視するという傾向を生みだした。かかる傾向は、一方では、不適切な契約—文字の読めない貧困層を契約内容の十分な説明なしに加入させることはけっして困難なことではなかった—も多分を含む、集金活動の現実と比して過大な契約を生むとともに、他方では、集金活動の停滞と立ち遅れを招来せしめ、全体として、大量の契約失効を発生させることとなった。

大量失効は、後にみる簡易生命保険会社のもとでも認められ、後々に至るまで「簡易生命保険」に対する批判の最大の根拠とされることになるが、全国的「集金組合」のもとでの実態について、組合当事者自身が明らかにした事実（ノース

コート委員会⁽²¹⁾での証言）によれば、「我々の組合および同類の機関に保険をかけた人たちのうち、少なくとも三分の二は、

保険証券を失効になったままにしており、その結果、彼らは給付を不能にされている」（ロイヤル・ロンドンの秘書官の証言）という状態であり、別の証言でも、契約の三分の二から四分の三に及ぶ失効の事実が指摘されている（インテグリティの秘書官の証言⁽²¹⁾）。この数値は、被保険者の側の事情—例えば自

発的な契約解消とか払込み継続不能等々—から生じる失効を考慮しても、なお異常な高さと言うべきであり、上述した集金・勧誘の実態を無視しては説明しえない数値と言えよう。

しかも、看過しえないのは、保険料の横取りと保険金免れの一石二鳥を狙って、時にこの失効が意図的に手がけられていたという事実である。ロイヤル・ロンドンの秘書官は、さきの証言に続けて、「疾病保険とか養老保険を営まない保険団体には、蓄積資金を全く持たないで、失効を考慮に入れ事業を行なうということが可能である⁽²²⁾」とさえ述べている。

こうした集金組合による半ば詐欺的な行為は、彼らの依って立つ活動基盤の不安定さからも必然化されざるをえない性格を有していた。即ち、埋葬保険は、一方では、根強い需要

が存在する有利な営利対象ではあったが、他方では、死亡率が特別に高い貧困層を対象としているが故に、極めて危険の度合も高い分野でもあった。なお近代化された保険原理を基礎としない全国的「集金組合」は、かかる基盤の不安定さに、集金制度を駆使した量的拡大の不断の追及でもって対応し、多額の利得を獲得せんとしたが、そうした対応は、当然にも過大な支出を招き、資金基盤を脆弱化させるので、それを補うためにも再び量的拡大が追及されねばならなかった。

かかる過程で、詐欺的行為さえ、量的拡大のために正当化されるという構造が形成され、勢い、詐欺的行為が恒常化されていくことになる、というのが実情であった。こうして、集金組合の拡大活動は、多大な弊害を伴うことによって、逆に拡大の障害を作り出し、埋葬保険の一層の普及に限界を画することとなった。この限界の突破は、近代的な営利保険会社の登場まで待たねばならなかった。

だが、併せて指摘しておかねばならないことは、全国的「集金組合」が、拠出金の低額・小口分割払いと集金訪問制度を定着させることによって、これまで営利保険の対象外とされてきた最下層の労働者にまで、事実上の営利保険たる埋

葬保険を普及させ、そのなかで、この種の保険が十分に営利の対象となりうることを実証してみせたという点である⁽²³⁾。以上みた、一方での集金組合における弊害の広がり、他方での営利活動への見通しの確立こそ、近代的な生命保険会社たる「簡易生命保険会社」の登場を促した基本的な要因であった。

(2) 簡易生命保険会社の登場

① 近代保険の生成と簡易生命保険

イギリスにおける近代的生命保険は、一七六二年のエクイタブル・ソサエティ (Equitable Society) の設立によってその基盤が形成され、以後本格的な展開をみたとされているが⁽²⁴⁾、生命保険が社会的広がりを示し始めるのは、一八二〇年代の会社設立ブームによる、生命保険会社の大量出現以降である。この会社設立ブームの契機となったのは、一八二五年の「泡沫法 (Bubble Act 1720年)」の廃止であった。同法は、法人格をもつ有限責任の会社の設立を「特許会社 (Chartered Company)」にのみ認めるもので、当時、「死文化に近い状態にあった」とはいえ、依然自由な会社設立を妨げる存在であった。

この「泡沫法」の廃止は、法人格を有する会社の自由な設立を即座に現実化させるものではなかったが、同法の制限を逃れんとして既に相次いで登場してきていた法人格なき会社の公然たる設立を可能とし、保険会社の増設を招来せしめた。⁽²⁵⁾

これ以後、保険監督行政の本格的確立によって会社設立が厳しく制限され始める一八七〇年初頭まで（一八七〇年「生命保険会社法」、文字どおりの乱立状態を呈しつつ、夥しい数の生命保険会社が、生成と消滅を繰り返しながら生命保険の拡大に奔走する事態が展開されることになる（第14表）。

かかる「生命保険ブーム」とも言いうる現象を惹起せしめた要因は、当時の「設立の手續きの簡易さとコストの相対的低さ」に加えて、「多数の死差益と利差益の……制度的保証」に基づく有利な投資条件にあった。⁽²⁶⁾ 同時に、ウィクトリア期を特徴づけた「自助・節儉」精神と個人主義の風潮が、このブームを醸成し、下支えしていたことも見逃すわけにはいかない。

だが、一九世紀中葉以前の近代的生命保険は、相当高額の保険料を必要とし、しかも厳しい加入条件が課せられていたため、労働者階級にとっては、「ロンドンのウエスト・エン

第14表 生命保険会社数の推移（普通保険）

期 間	期始	消滅	設立	期末
1837. 1. 1~1841. 12. 31	74	9	41	106
1842. 1. 1~1846. 12. 31	106	22	42	126
1847. 1. 1~1851. 12. 31	126	24	50	152
1852. 1. 1~1856. 12. 31	152	58	86	180
1857. 1. 1~1861. 12. 31	180	73	13	120
1862. 1. 1~1866. 12. 31	120	46	40	114
1867. 1. 1~1871. 12. 31	114	38	38	114
1872. 1. 1~1876. 12. 31	114	15	3	102
1877. 1. 1~1881. 12. 31	102	9	2	95
1882. 1. 1~1886. 12. 31	95	10	4	89
1887. 1. 1	89	—	—	—

注) 出所, David. Deucher, 'The Progress of Life Assurance Business in the United Kingdom during the last Fifty Years', Journal of Institute Actuaries. vol. XXVIII, 1890, p. 443 より引用。

ドにあるクラブハウスと同様、富裕な階級が排他的に結びつくための制度⁽²⁸⁾としか思えない存在であり、実際にも、加入者は専ら「中産階級や専門職業者」に限られていた。⁽²⁹⁾

かかる限界を打破し、圧倒的多数の住民に加入の道を拓く条件を備えて登場した近代的生命保険こそ、他ならぬ「簡易生命保険 (Industrial Life Assurance)」であった。それは、「賃

金労働者その他一般に小所得者の需要に應ずるため、保険金を小口にし、加入の際、医的診査を省略し、保険料を月または週単位に細分してこれを集金する等、これ等階級の制度の利用を容易ならしむる特色を有している⁽³⁰⁾」生命保険であり、それ以前の生命保険とは明らかに質的差異を画する存在であった。

前史の分析で明らかかなように、この簡易生命保険の基礎を築き、その登場を準備したのは、地方的「埋葬組合」であり、全国的「集金組合」であった。それらが対象とした埋葬保険は、低額保険料・小口分割払い・訪問集金という、簡易生命保険の基本的特徴を既に備えた共済保険であった(もともと、全国的「集金組合」のそれは、事実上営利保険化していたが)。簡易生命保険は、この埋葬保険に、近代的生命保険が有する保険技術を適用し、文字どおりの営利保険として「商品化」された、いわば近代的埋葬保険であった。その後の発展によって、簡易生命保険は、埋葬保険に限定されない内容を備えるに至るが、その基本的性格は、あくまで近代的生命保険としての埋葬保険という点にあり、また、埋葬保険の形態をとる大衆的生命保険という点にあった。

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険(横山)

簡易生命保険の登場によって、近代的生命保険は、「普通生命保険(Ordinary Life Assurance)」—エキイタブル・ソサエティ以来の本来的な形態を有する生命保険—と、この「簡易生命保険」との二部門構成をとることになる⁽³¹⁾。もともと、全ての生命保険会社がこの両部門を有したわけではなく、実際には、普通生保だけの生命保険会社と、両部門を一応備えたいうえて簡易生命保険を中心的に営む生命保険会社—いわゆる「簡易生命保険会社(Industrial Life Assurance Companies)」—との分業が形成されていった。

② 一八五二年「特別委員会」と簡易生命保険会社の登場
簡易生命保険会社の登場は、一八四九年のインダストリアル・アンド・ジェネラル保険会社の設立をもって始まるが、その後数年間は、極立った設立の動きは生じなかった。そうしたなかで、簡易生命保険会社の設立を本格化させる直接の契機を与えることになったのは、一八五二年に下院に設置された「保険会社に関する特別委員会(A Select Committee on Assurance Association)」が翌五三年の「報告書」で示した「低額生命保険への支持・奨励であった。

この「特別委員会」は、「会社登記法(Registration Act,

1844)以後の生命保険会社の実態を調査し、必要な改善の方向を明確にする目的をもって設立された。「会社登記法」は、所定の要件を満たして登記された会社に法人格を与えるという「近代的株式会社法形成上重要な革新」を果したが、同時に、「小資本でしかも不健全な基盤に立つ保険会社の無制限な設立」を惹起せしめるところとなり、その不可避免的な帰結として夥しい数の破産・消滅を招いたため、早くからその欠陥が露呈されてきていた。⁽³²⁾

一八五三年に提出された同委員会の「報告書」は、保険会社の現状、「会社登記法」をめぐる様々な見解に触れたのちに、今後議会が遂行すべき方向を五項目にわたって建議した。そのうちの第四の項目「新規会社の誠実さ(Good faith)を検査するために、またそれらに完全な登記の資格を与えるためにとることが望ましいと思われる予防策に関して」—委員会が最も重要であると指摘した項目—において、生命保険の今後のあり方について特別に言及し、次のように指摘した。

「これらの有益な制度(生命保険—引用者)によって従来占められてきた領域は比較的限定されているが、この制度の適用は、社会の上・中流層のみならず、下層(under classes)へも広く拡大しようと思われる。近年、この層へも相当適用されてきている。従

って、無条件にはないが、大衆の保障に必要なこの事業が一層拡大していくに際しては、どのような妨害あるいは障害も設けられないべきでないということが、まさに重要である。」⁽³³⁾

この指摘は、「特別委員会」が、生命保険の大衆的普及と生命保険会社の事業の拡大を積極的の支持・奨励していることを、誰の目にも明らかにした。そして当然ながら、保険会社とその設立を議論む多くの事業家たちに、危険ではあるが根強い需要が存在する、貧困な労働者むけの低額生命保険へ乗り出す決意を促すこととなった。

このことを端的に示したのが、後にイギリス最大の簡易生命保険会社となり、「国民保険法」へも重要な影響を及ぼすほどの「実力」を獲得していったプルードンシャル(Prudential Assurance Company)の対応である。同社は、一八四八年五月、資金貸付を主要業務とする会社(The Prudential Investment Loan and Assurance Association)として設立されたが、間もなく営業の中心を保険業務に転換し(それに伴って社名をThe Prudential Mutual Assurance, Investment and Loan Associationと変更)、普通生保及び疾病保険を扱うようになる⁽³⁴⁾。だが、事業は軌道に乗らず、営業不振に喘ぐ状態であった。

設立から四年後の一八五二年、職工の代表が同社を訪問し、低額保険の創設を要請するという「事件」が生じた(ブルーデンシャルの簡易生命保険への係わりは、ここから始まるとされている⁽³⁵⁾)。アクチュアリーのリイリー(E. Reilly)の助言で、これを契機に、簡易生命保険を安全かつ採算のとれるものとする生命表が準備され始めるが、なお営業不振の続くブルーデンシャルは、その実施を決断しうる状態にはなく、結論を留保したまま時を過ごさねばならなかった。

こうしたなかで明らかにされた、かの「報告書」は、簡易生命保険への進出を躊躇するブルーデンシャルに、英断の契機を与えることになった。ブルーデンシャルは、「報告書」が公にされた翌年の一八五四年、二年間もの間留保してきた簡易生命部門の創設を、最終的に決定した。後にみるように、ブルーデンシャルは、数年間はなお低迷を余儀なくされたものの、やがてこの分野で巨大な成功を収めるに至り、のちに「簡易生命保険の歴史は、実際、ブルーデンシャルの歴史である⁽³⁶⁾」と評されるほどの影響力を獲得するに至る。

ブルーデンシャルの動きに呼応するかのように、「報告書」以降、簡易生命保険部門の創設、あるいは新規の簡易生命保

険会社の登場が相次ぎ、こうして、簡易生命保険の本格的な展開が開始されていくことになった。

それでは、簡易生命保険は、どのような展開過程を辿り、いかにして拡大と近代化を成し遂げていったのであろうか。次に、この点を、簡易生命保険会社のうちでも最も際立った成長を遂げ、簡易生命の拡大と近代化に絶大な影響力を及ぼしていった、ブルーデンシャルを中心にみることにしよう。

(3) 簡易生命保険の拡大と近代化

——ブルーデンシャルの活動を中心に——

① 初期の困難と低迷

簡易生命保険の拡大に議会が支持を与えたとは言うものの、それをめぐる状況は、依然として楽観を許さない厳しいものがあった。なお「保険料率のもとになる予備的な経験が全くなく、最も慎重に作成された保険料率表でさえ、この種の事業に携った会社の財務に悲惨な結果をもたら⁽³⁷⁾」すというのが実情であった。その最大の原因は、言うまでもなく、労働者階級のあいだでの驚くべき死亡率の高さにあった。一八五〇年代初期の簡易生命保険が、いかに大きな危険を伴う事業で

あつたかは、一八五四年の『モーニング・アドバイザー』に掲載された次の手紙によって一瞥しうる。即ち、

「労働者階級は、生命保険については特別な立場にある。何よりもまず、多数の顧客があるが、彼らは健康が勝れず、早死する傾向にあることはあまりにも有名だ。住居は健康とか長生きすることに役立っていない。そして、熱病とか流行病が彼らのあいだでぞっとするほど大暴れしている。財政状態でも不利な条件にあり、低額でしかも頻繁な払込みによつてのみ、彼らは保険料を払い、それを継続することができる。保険料は……多額の費用をかけ、危険さえ伴いながら、週あるいは月単位で集金されねばならず、それ故、保険会社⁽³⁸⁾が正直であれば、高い保険料が課せられねばならないのである。」

かかる厳しい条件下にありながら、以後の発展の基礎を築く経験を生み出したのが、ブリティッシュ・インダストリー⁽³⁹⁾であつた。同社こそ、「これまで見過されてきた大衆へ実際に及ぶ機構を採用した、この種の最初のもの」と⁽⁴⁰⁾とされているが、実際、他の会社が簡易生命保険を手がけては辛酸をなめる状況下でも、北部イングランドを中心に、着実な成果をあげていった。それを可能とした最大の根拠は、保険料率の科学的な算定にあつた。同社は、簡易生命保険証券の発行に際して、週一ペニーの保険料で受けとることのできる保険金を

明記した保険表を作成したが、この保険表は、簡易生命保険を採算のとりうる部門として確立するための技術的基礎を築くうえで、重要な意義を有するものであつた。

ブルーデンシャルの簡易生命保険は、一方では、この成功の経験を学び、他方では、集金組合や初期の簡易生命保険会社の失敗を踏えながら、慎重かつ確実な方式で取り組まれていく点にひとつの特徴を認めることができるが、それはまず、簡易生命保険表の作成と危険防止のための特定保険料の設定のうちに端的に表われていた。

最初の簡易生命保険表は、ライリーによつて、八種類作成された。そのいずれも、一定額の週払保険料に対する加入年齢ごとの保険金を定めたものだが、Table Iは終身保険表(Whole Life Table)、Table IIは「保険金は低額で、二年後に五パーセントの利子率で、保険料総額の半額が貸付選択されるもの」であり、「二年経て解約した場合には、払込保険料の半額が返済される」ことを規定した。Table IIIからVIは、「同様の貸付と解約の選択権を伴うもので、六五才・六〇才・五五才・五〇才で、あるいはそれ以前の死亡に対して、養老資金が支払われる」ことを定めた。また、連生保険表

第15表 ブルーデンシャルの終身保険表
(Table I)

加入年齢	週1ペニーの保険料に対する保険金		
歳	£.	s.	d.
10	11	9	0
15	9	16	0
20	8	11	0
25	7	7	0
30	6	6	0
35	5	7	0
40	4	11	0
45	3	16	0
50	3	3	0

(注) 出所, R. W. Barnard, op. cit., p.38.

(Joint Life Table) も同時に用意された。⁽⁴¹⁾ 第15表は、Table I つまり終身保険表であるが、これは、さきのブリティッシュ・インダストリーの保険表をほぼ踏襲したものであった。

こうした簡易生命保険表の慎重な作成に加えて、事故発生率が高いと判断される職業に従事する被保険者(当初は、軍人・船員・警官・水夫・船頭・鉱夫・鉄道員)からは追加保険料を徴収する方式を採用し、さらに、すべての加入者に医的診査―費用は会社負担―を義務づけるなど、確実に危険負担を軽

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険(横山)

減しうる方策を検討し実施していった。そのうえで、最初の取引を、ブライトンと工業地域ではない他の地域に限定するという、執拗なまでに慎重かつ確実な方向が採られた(これらの制限は、事業の発展とともに撤回されていく)。

かかる慎重さにも拘らず、最初の五年間は低迷を余儀なくされた。一八五四年は、最初の発行日(二月三日)から十二月末までに、一二六枚の簡易生命保険証券しか発行できなかった。翌五五年も、一八〇〇枚にとどまった。⁽⁴²⁾ そのため、費用がかかるわりに保険料収入があがらず、準備金は極めて不十分な状態であった。重役会は、このまま営業を続行することは不可能であると判断し、詳細な事業報告書(Full statement)をもとに、その存否を議論すべく特別重役会を開催した(一八五五年六月)。「この会議は、ブルーデンシャルの運命を決定すべきものであった」。⁽⁴³⁾ 会議は、全体的な改善と経費削減を断行しつつ、簡易生命保険を続行することを決定し、事業停止という最悪の事態は回避されることとなった。

② 巨大な成長とその契機

ブルーデンシャルの低迷はさらに続き、事業が軌道に乗るまでには、なお数年の歳月を待たねばならなかった。転期は

一四五(一四五)

ようやく一八六〇年に到来するが、その契機となったのは、一方での、ブリティッシュ・インダストリーとの合併(一八六〇年)にはじまる、相次ぐ他社との合併あるいは吸収とそれによる販売網の拡大であり、他方での、幼児保険をはじめとする、危険ではあるが一層保険需要の強い分野への進出であった。

(i) 吸収・合併による販売網の拡大

ブルーデンシャルの成長は、他社との吸収・合併を抜きには語りえないが、同社が手掛けた最初の、かつ最も重要な意味をもつ合併は、ブリティッシュ・インダストリーとのそれである。この合併は、「ブルーデンシャルに、約一八、〇〇〇ポンドの資産と、二、五〇〇〇ポンドあまりの収入増加をもたらした⁽⁴⁴⁾」と言われる。ブリティッシュ・インダストリーは、上述したように、北部イングランドの工業地域を基盤に、その年までに二〇万枚の簡易生命保険証券を発行しており、当時、業界の主導的地位にあった。ブルーデンシャルにとって、この合併は、当然にも、低迷を脱け出す決定的な契機となった。ことに、簡易生命保険への需要が特別に根強く存在する工業地域に基盤を築いたことは、その後の発展にとって

決定的とも言える意味をもつことになる。この点は、新契約数の推移に端的に示されている(第16表)。即ち、新契約数は一八五八・五九年には一万台にとどまっていたが、一八六〇年にはこの合併によって一挙に三三、〇〇〇へと急増を遂げ、以後、毎年その水準を大幅に上まわり、一八六四年には、ついに一〇万の万台を突破する。かかる推移は、明らかに、ブルーデンシャルが、ブリティッシュ・インダストリーとの合併によって、より強固で確実な発展の基盤を獲得したことを

第16表 ブルーデンシャル簡易生命保険の新契約数の推移(1857~1870年)

	新契約数	前年との比較
1857	6,839	—
58	12,442	+ 5,603
59	17,778	+ 5,336
60	33,133	+ 15,355
61	48,274	+ 15,141
62	42,808	- 5,466
63	68,363	+ 25,555
64	109,907	+ 41,544
65	148,108	+ 38,273
66	163,423	+ 15,315
67	140,740	- 22,683
68	264,627	+123,287
69	287,026	+ 22,999
70	296,935	+ 3,909

注) 出所, R. W. Barnard, op. cit., p.38 より作成。

示していると言えよう。

この合併を皮切りに、その後も吸収・合併が相次ぎ、その度にブルーデンシャルは販売網を拡大し、一層確かな営業の基盤を築き、他社の追従を許さぬ圧倒的な競争力を獲得していった。同社の販売網がいかに強固なものであったかは、例えば、一八九九年にヨークの貧困調査を行なったシーボーム・ラウントリーの次のような報告によって、その一端を窺うことができる。

「ヨークにおいては、片手間に（生命保険会社の）引用者 代理店の仕事をしている店が一〇、専門の代理店が七五ある。これをもつてみても、産業階級の間には、いかに生命保険がゆきわたっているかが、うかがわれる。これらの代理店のうち四〇は、Prudential Assurance Company に属するものであり、その他は、九つの小さな会社のものである。⁽⁴⁶⁾」

(ii) 営業領域の拡大と児童保険及び諸改革

吸収・合併による販売網の拡大と並んで、ブルーデンシャルの巨大な成長の契機をなしたのは、簡易生命保険の営業領域の拡大であった。この点で決定的な意味をもち、実際にもブルーデンシャルに飛躍的前進をもたらしたのは、加入年齢の引き下げと、それによる幼児・児童に対する保険の創設で

あった。一で詳しく分析したように、未曾有の資本蓄積が惹起せしめた労働者の貧困と生命・健康の破壊は、工業地域の労働者の間に、恐るべき高さの死亡率をもたらし、加えて、営利目的の葬儀屋の介在によって葬儀・埋葬費が法外な水準へ引き上げられ、耐えがたい家計負担を生み出していったが、これらは、年少者とりわけ幼児のうちに集中的に現われていた。この点を反映して、児童・幼児に対する保険には、特別に根強い需要が存在していた。しかし、同時に、この種の保険は、保険会社にとっては、このうえなく危険なものでもあった。

ブルーデンシャルは、スタッフォードシャのポタリズ地域の代理人、G・ベルの提案を受けて、幼児・児童に対する保険の検討を始めた。その過程で、年少者の受け入れ拒否が、事業の新たな発展にとって障害となっており、彼らへの保険が発行できなければ、一般の友愛組合以上の便益を提供することにならない、との認識に達し、一八五六年に、「重役会は、医的診査によって健全であると報告された場合には、最低七才の児童の保険を受け入れることに同意した⁽⁴⁷⁾」。アクチュアリーの助言によって、生命保険の加入年齢が七才

第17表 プルーデンシャル幼児保険(簡易生命保険)の保険金一週1ペニーの保険料に対する保険金— (£.s.d.)

加入時	3ヶ月	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
1歳	1.10.0	2.0.0	2.10.0	3.0.0	3.15.0	4.10.0	5.15.0	6.15.0	7.15.0	9.15.0	10.0.0
2	1.10.0	2.0.0	2.15.0	3.5.0	4.5.0	5.10.0	6.10.0	7.10.0	9.10.0	10.0.0	
3	1.10.0	2.0.0	3.0.0	4.0.0	5.5.0	6.5.0	7.5.0	9.5.0	10.0.0		
4	1.15.0	2.15.0	3.15.0	5.0.0	6.0.0	7.0.0	9.0.0	10.0.0			
5	2.10.0	3.10.0	4.15.0	5.10.0	6.10.0	8.15.0	10.0.0				
6	3.0.0	4.10.0	5.5.0	6.5.0	8.10.0	10.0.0					
7	4.0.0	5.0.0	6.0.0	8.5.0	10.0.0						
8	4.15.0	5.15.0	8.0.0	10.0.0							
9	5.10.0	7.15.0	10.0.0								

注) 出所, Report on the Prudential Assurance Company, Appendix No.8, Fourth Report, p.422.

1) 3ヶ月以内に死亡した場合は保険金は支払われない。

以上(これまでは一〇歳以上)に改められ、さらに、数年後には、第17表のごとく、すべての年齢の幼児・児童に対する料率を含む幼児保険表(Infantile Table)が作成された。⁽⁴⁸⁾

最初、ポタリーズ地域だけで販売されたが、そこでの成果をうけ、徐々に他の地域へも拡大されていった。間もなく重役会は、幼児・児童に対する保険はそれ自体収益性があり、また事業をたえず拡大していくためにも必要であるとの確信を得るに至った。実際にも、この保険は「驚異的な成功を博し、会社の起死回生策となった」⁽⁴⁹⁾。その拡大のすさまじさは、

例えば、一九〇六年の国際アクチュアリー会議における、F・スクーリング氏(プルーデンシャルのアクチュアリー)の発言で次のように指摘されている。

「イングランドとウェールズには七二〇〇万人の一〇歳以上の子供がいる。仮に、この数字から労働者以外の階級に属する二五％の子供を除き、さらに、子供たちに保険をかけない放縦者(Dissolute)の子供を除くと五四〇万人となる。プルーデンシャルの簡易生命保険部門だけで二五三万人以上の児童保険があり、その他の簡易生命保険会社と友愛組合(の児童保険引用者)をすべて合計した数字は、おそらくそれと同じ程であろう」⁽⁵⁰⁾

第18表 プルーデンシャル簡易生命保険の改革 (1857~1899年)

年	改 革 の 概 要
1857	幼児保険表の保険金、遡及して5 シリング増額
1858	6 ペンスの加入料撤廃 (1)
1859	幼児保険表の保険金 再度増額
1861	気管支炎、腰痛、リュウマチを有する被保険者への5年間追加料金制を廃止
1863	鉄道員、ヘルニア患者、危険の多い職業従事者への追加料金制を廃止 標準下体 (under-average lives) については保険金を減じて処遇
1866	無診査制の農業地域での実施と全地域への拡大 新規保険証券の保証を規定~契約から3ヶ月以内の死亡に対して保険金の4分の1を保証、12ヶ月以内では2分の1、12ヶ月以上の場合には満額
1868	英国海軍隊員 (Royal Navy personnel) への加入制限撤廃
1872	幼児保険表から天然痘に関する条項を削除
1878	払い込み保険 (free policy) の認可~ただし、保険証券の有効期間が10年間あり、最後の保険料払込日に21歳に達していたもの
1879	契約から12ヶ月以内の死亡に対しても保険金の満額支払を保証、60歳以上の被保険者に対する保険金を増額
1882	払い済み保険の条件を緩和~保険証券の有効期間を5年に短縮 聾者、おし、盲人に対する初の保険証券を発行
1886	2年以内の失効、1年以上の保険料払込証券への即時保険金払いを規定
1887	契約から3ヶ月以内 (以前は6ヶ月以内) の死亡に対する保険金の半額支払 (成人保険) を規定、Table A (終身保険表) の保険金を5年後に2.5%、10年後に5%増額することを規定
1895	保険料払込み5年以上、かつ15歳以上の幼児保険に対する 現金解約返戻金制度 (cash surrender value) を設置
1899	払い済み保険の改善~75歳以上に対して、25年以上の保険料払込みを条件に認可

(注) 出所, R. W. Bannard, op. cit., Appendix I, p. 133 より作成。

1) (1)加入時の証券印紙 (policy stamp) 代と思われる。注41参照。

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険 (横山)

即ち、プルーデンシャルは、単独で、全児童数の三割以上を同社の保険に加入させ、児童保険総数の半数を占めるといふ、驚異的な普及を成し遂げたのである。

プルーデンシャルは、児童保険以外の面でも、「なんらかの前進なしに過ぎ去った年はなかった⁽⁵¹⁾」と言われるほど、相次いで簡易生命保険の近代化を実行していった。第18表は、一九世紀末までにプルーデンシャルが実施に移した簡易生命保険部門の改革を概略的に示したものである。主な内容を指摘しておけば、危険の度合が高くと、それだけにまた保険の必要性が高い人々の受け入れと加入条件の大幅な緩和(とくに無診査制の拡大)、保険金支払の保証とその条件の緩和、契約存続のための救済措置(払い済み保険制)の実施、失効に対する保護策(解約返戻金制度)等々、これらの改革によって、簡易生命保険は、低額保険としての便益さと大衆性を有したうえで、生命保険としても、普通生保と遜色ない内

第19表 主要簡易生命保険会社の手数料・管理費支出

(ポンド)

会社名(設立)	1886	1890	1894	1900	1904	1908
Prudential (1848)	1,127,158 (38.71)	1,455,416 (41.37) ⁽¹⁾	1,716,832 (40.45)	2,124,571 (39.00)	2,387,009 (39.92)	2,787,164 (40.24)
Abstainer's and General (1883)	—	4,145 (66.16)	6,759 (70.37)	5,399 (54.92)	4,188 (51.70)	2,559 (38.42)
British Workman's (1863)	71,084 (49.76)	125,535 (51.47)	159,229 (47.49)	—	—	—
London and Manchester (1869)	20,410 (57.12)	25,315 (52.71)	29,427 (45.48) ⁽²⁾	70,868 (53.56)	124,882 (51.81)	241,921 (48.03)
London, Edinburgh and Glasgow (1881)	34,591 ⁽³⁾ (49.59)	95,745 (51.16)	110,808 (54.42)	151,672 (45.15)	186,612 (45.40)	220,076 (46.08)
Pearl (1864)	111,345 (56.88)	69,903 (49.40)	182,564 ⁽²⁾ (47.18)	407,188 (48.06)	552,064 (45.33)	668,471 (44.64)
Refuge (1864)	—	301,888 (50.45)	384,974 (50.63)	546,155 (50.50)	660,247 (49.42)	830,229 (48.76)
Wesleyan and General (1841)	65,227 (54.46)	90,129 (49.10)	116,868 (48.26)	211,226 (45.50)	302,503 (47.54)	370,101 (44.98)

注) 出所, William Schooling, Bourne's Insurance Directory. 1897, 1911 より作成。

1) カッコ内は収入保険料に対する割合である。

2) (1)は査定費用を含む, (2)は1901年の数値, (3)は資本への課税金を除外した数値。

3) Wesleyan and General の 1900, 1904, 1908年 の数値には, 若干他部門の費用が含まれている。

容をもつところまで近代化されていったのである。

こうした近代化の実施を可能とした要因—それ故また成長の要因でもあるが—として、見落してならないのは、簡易生命保険の最大の特徴であり、同時にまた「躰きの石」でもあった集金制度の改善と、それによる管理費支出の削減・保険収支の健全化という点である。ブルーデンシャルは、埋葬組合、集金組合、さらには失敗を余儀なくされた簡易生命保険会社のうちにみられた、「集金人がしばしば不親切であること」、また資金がしばしば向こう見ずに浪費されていること」に特に目をむけ⁽⁵²⁾、彼らと同じ失敗を繰り返さないためには、集金制度の改善が不可欠であることを認識した。そして改善策として、集金人に対する監督制の実施、集金人への適正な手数料の設定、集金帳簿の厳格な管理と「帳簿の持分」による安易な帳簿売買の禁止、集金人の経営への介入阻止等を実施するとともに、正確な事業内容を把握しうる簿記・記帳を徹底させた。その結果、第19表が示すように、ブルーデンシャルは「手数料・管理費支出」の比率を、他社に比して二〇〜三〇%も低い水準—それでもなお四〇%前後であり、普通生保と比べればけっして低水準とはいえない—へ押し下げる

ことに成功し、集金制度と保険収支の悪化との悪循環を基本的に断つた健全な経営基盤を形成するに至った。

(iii) 独占的地位の確立

以上みてきた、販売組織網の拡大、簡易生命保険の改革と近代化、児童保険の創設、そして集金制度の改善等は、他方での精力的な販売活動と相俟って、プルデンシャルを、簡易生命保険業界における独占的企業へと押し上げていった。

同社の年間新契約数は、一九七五年にはついに一〇〇万を突破し、有効契約は二〇〇万台に達した。また年間収入保険料は六六万ポンドに増大した。これらの数値は、一八六五年を一〇〇とすれば、それぞれ、二四三一・二、八〇〇・四、七九三・七となり、この間の成長だけがいかに桁外れなものであったかを、明瞭に示している(第20表)。しかも、その成長ぶりは、一九世紀末から二〇世紀にかけて、さらに加速化されていく。

プルデンシャルのかかる急速かつ巨大な成長と不可分の関係で進行した同社の独占的地位の形成・確立について、いくつかの指標を挙げてみよう。第21表は「収入保険料」、第22表は「(被保険者)資金高」についてみたものだが、これら

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険(横山)

第20表 プルデンシャル簡易生命保険の推移

	収入保険料 (£)	契約者資金 (£)	現在有効契約数	新 契 約	
				契 約 数	保 険 金 額 (£)
1865	83,362		276,187	148,108	
75	661,638		2,208,912	1,167,292	
85	2,794,522	4,034,445	6,695,890	1,723,921	
95	4,352,625	11,866,745	11,682,748	2,398,247	
1905	6,139,050	23,974,417	16,065,268	2,245,127	35,112,816
15	8,506,063	42,322,260	20,859,887	2,112,784	47,583,623
25	15,883,871	94,991,728	24,469,494	1,985,878	56,515,495
35	20,690,825	165,548,438	27,204,117	2,175,212	52,940,718

注) 出所, R. W. Barnard, op. cit., Appendix II, p.136 より作成。

第21表 主要簡易生命保険会社の収入保険料の推移 (ポンド)

会社名	1886	1890	1894	1900	1904	1908
Prudential	2,911,295	3,517,925	4,244,224	5,447,698	5,979,336	6,925,755
Abstainer's and General	—	6,265	9,605	9,830	8,113	6,661
British Legal	34,154	50,932	66,343	119,012	152,927	178,105
British Workman's	142,864	243,889	335,282	—	—	—
London and Manchester	35,730	48,023	64,697 ⁽¹⁾	132,319	287,527	503,663
London, Edinburgh and Glasgow	69,745	187,140	203,602	335,913	411,001	477,583
Pearl	195,737	264,100	386,925 ⁽¹⁾	847,255	1,071,282	1,497,394
Refuge	—	598,348	760,426	1,081,493	1,335,891	1,702,696
Wesleyan and General	119,758	183,552	242,177	464,223	636,293	822,746

注) 出所, William Schooling, op. cit, 1897, 1911 より作成。

1) (1)は1901年の数値。

2) Wesleyan and General の1900, 1904, 1908年の数値には, 若干他部門の収入保険料も含まれている。

第22表 主要簡易生命保険会社の資金高の推移 (ポンド)

会社名	1886	1890	1894	1900	1904	1908	期末
Prudential	4,937,003	7,912,206	10,975,245	16,910,640	22,469,136	29,849,271	12/31
Abstainer's and General	—	6,585	11,726	22,604	29,835	41,128	12/31
British Legal	61,227	88,911	128,314	182,263	200,120	242,497	6/30
British Workman's	68,705	118,537	184,404	—	—	—	4/30
London and Manchester	19,515	36,231	70,146 ⁽¹⁾	199,953	297,351	518,096	3/24
London, Edinburgh and Glasgow	11,001	27,909	47,531	163,887	372,740	494,544	12/31
Pearl	121,279	237,093	429,033 ⁽¹⁾	934,885	1,560,766	2,669,016	12/31
Refuge	—	311,335	366,125	559,675	984,911	1,619,207	12/31
Wesleyan and General	105,223	140,759	212,983	484,497	801,544	1,239,525	12/31

注) 出所, William Schooling, op cit, 1897, 1911 より作成。

1) 資金高は, 契約者資金高 (policy holder's funds) を示す。

2) (1)は1901年の数値。

3) Wesleyan and General の1900, 1904, 1908年の数値には, 若干他部門の資金が含まれている。

について、一八八六年を例にとつて、業界第二位のパール(Pearl Life Assurance Company)とブルーデンシャルを比較してみると、収入保険料では、パールが一九五、七三七ポンドに対してブルーデンシャルは二、九一一、二九五ポンドで、両者の比は一对一四となり、同様に資金高では、それぞれ二一、二七九ポンド対四、九三七、〇〇三ポンドで一对四〇となる。これらの数値は、ブルーデンシャルが、簡易生命保険業界において、いかに絶大な地位を築きあげていったかということを、雄弁に物語っている。

③ 簡易生命保険の拡大と労働者生活

これまでにみてきたブルーデンシャルの成長と独占化の過程は、言うまでもなく、簡易生命保険が急テンポで労働者階級の間へ浸透していく過程でもあった。既にみたように、ブルーデンシャルは、事故の発生率が高く、一般には加入を忌避される人々(危険作業従事者・年少者・障害者等)へ積極的に加入の道を拓き、失効に対しては保護策をとり、契約中断には救済措置を設けるなど、簡易生命保険が、文字どおり大衆的な規模で拡大するために必要な改善策を相次いで実施し、簡易生命保険を、真にそれを必要とする階層へ大きく近づけ

ていった。この点こそ、地方的「埋葬組合」と全国的「集金組合」の限界を突破し、簡易生命保険が社会的な広がりを獲得していくことを可能とした、最も重要な要因であった。別言すれば、この点こそ、莫大な需要を有する恰好の営利対象でありながら、同時に非常な危険を伴うこの種の保険を、高率の利潤獲得を可能とする領域へ転化せしめた最大の要因であった、と言えよう。

実際にどれほどの簡易生命保険が拡大されていったのか、その正確な数値を把握することは困難だが、おおよその状況は知ることができる。第23表は、一八六三年から六八年までの六年間について、新契約高(件数・保険金額)をみたもの―下院に提出された印紙税に関する報告書から最大限に計算された数値で、比較的正確に総数を示していると思われる―だが、それによれば、一八六〇年代半ばには、年間に約二〇万件の新契約が生まれ、六〇年末から七〇年代にかけて、その数は一挙に四〇万件近くへ伸びていっていることがわかる。

一八七〇年代については、予想の域を出ないが、第16表でみたブルーデンシャルの新契約数からみて、年間一〇〇万件をはるかに越す勢いで拡大していったことは疑いない(一八七

第23表 生命保険の新契約高の推移

(件, ポンド)

年	簡易保険		普通保険		合計	
	件数	保険金額	件数	保険金額	件数	保険金額
1863	110, 115	2, 752, 875	70, 453	26, 596, 825	180, 568	29, 349, 700
64	169, 357	4, 233, 925	70, 816	26, 291, 425	241, 173	30, 525, 350
65	211, 577	5, 289, 425	73, 808	26, 627, 750	285, 385	31, 917, 175
66	215, 308	5, 382, 700	71, 848	26, 314, 700	287, 156	31, 697, 400
67	206, 186	5, 154, 650	64, 655	24, 248, 350	270, 841	29, 403, 100
68	396, 296	9, 907, 400	68, 056	23, 666, 650	464, 352	33, 574, 050

注) 出所, Cornelius Walford, History of Life Assurance in the United Kingdom, Journal of the Institute Actuaries, vol. XXV, 1886, p.452 より引用。

1) 1868年に下院へ提出された印紙税に関する報告書から最大限に計算された数値。

第24表 簡易生命保険の有効契約数の推移

年	契約数	保険金(ポンド)
1888	9, 145, 844	83, 434, 487
1889	9, 208, 671	83, 891, 620
1890	9, 412, 991	85, 920, 636
1891	9, 432, 778	86, 203, 873
1892	9, 879, 928	90, 983, 761
1893	12, 834, 142	122, 760, 631
1894	13, 213, 554	126, 797, 704
1895	13, 324, 778	128, 064, 410
1896	14, 990, 581	144, 142, 569

注) 出所, William Schooling, op.cit., 1867, pp. 36~7 より作成。

五年には、ブルーデンシャルだけで一二七万件)。その結果、有効契約件数は、多数の失効による減少を伴いつつも、着実な拡大を遂げ、第24表にみるように、一八九〇年代初頭には、じつに一〇〇〇万件の万台を突破するに至った。この時期の人口(イングランド、ウェールズ)は、三〇〇〇万人前後であるから、単純平均しても三人に一人の割合で簡易生命保険が契約されていたことになる。また、家族単位でみれば、三人家族を想定しても—実際にははるかにそれを上まわる規模であると思われる—全家族に例外なく普及していた計算になる。

「独立・自助」あるいは「勤勉・節儉」が大声で唱えられ続けた「救貧法」体制下で、圧倒的多数の労働者の中で生じた事態は、かかるすさまじいばかりの営利保険の浸透であった。

こうした労働者生活への営利保険の大規模な浸透は、何よりも、深まりゆく貧困化のなかで、生命それ自体に日々不安を抱かざるをえなかった貧困な低賃金層が、葬儀・埋葬費の過大な負担と忌わしい救貧埋葬の実態という圧力に押されながら、次第に営利保険への依存を高めていかざるをえなかったことを示している。それはまた同時に、貧困な低賃金層が生活と生命の不安を高められれば高められるほど、それだけ一層、貧困に寄生して利得を肥さんとする営利主義に活動の余地が与えられることになり、まさにそこを基盤とする営利保険が、不可避免的に拡大していかざるをえなかった、ということを示している。

ところで労働者が保険料として支払う貨幣は、労働者にとつては、本来、将来への不安を軽減し、生活の不安定さを取り除くはずのものであった。しかし、事態は逆に、彼らの生活不安と貧困を押し進める方向へ作用していかざるをえなかった。即ち、葬儀・埋葬費が家計にとって過大な負担となれ

ばなるほど、その費用を確保するための保険の必要性がそれだけ一層高まらざるをえないが、そのことは同時に、生活が貨幣関係へ依存する度合の、一層の高まりを意味しており、一度この関係が生じるや、労働者は、零細な家計からそのための費用（保険料）を恒常的に捻出せねばならず、かかる新たな家計負担が、再び貧困と不安定性を高めることになった、ということである。彼らの依存した保険が、他ならぬ営利保険であったが故に、一層かかる傾向は強烈に貫かれざるをえなかったと言えよう。

それでは、葬儀・埋葬費を確保し、死という不慮の事故に対してそれなりの対応を為しうるためには、どの程度の家計負担が必要とされたのであろうか。この点を、ブルーデンシャルの簡易生命保険を例にとって検討してみよう。葬儀・埋葬費については、一九世紀中葉の数値としては若干不正確だが、一の(2)で示したチャドウィックの数値を一応の目安とし、保険料・保険金については、第15表の終身保険表および第17表の児童保険表を使用することにする。

ブルーデンシャルの終身保険表によれば、例えば三五才で加入した人には、週一ペニーの保険料で死亡時に五ポンド七

シリングの保険金が支払われる。この保険金は、労働者の平均埋葬費(四〜五ポンド)とほぼ同額である。保険金は、加入年金が下がればそれにスライドして増大するから、三五才まで加入すれば、週一ペニーの保険料負担ではほぼ埋葬費を賄うる計算になる。但し、三五才以上で加入する場合には、週一ペニー以上の保険料を負担しなければ埋葬費は賄えない。幼児・児童の場合、例えば一才で加入して三ヶ月以内に死亡したとすれば、週一ペニーの保険料で一ポンド一〇シリングの保険金が支払われ、同様に、一年後(二歳で死亡)では二ポンド、二年後(三歳で死亡)では二ポンド一〇シリング、それぞれ支払われる。かれらの平均埋葬費は一ポンド一〇シリングであったから、成人の場合と同様、週一ペニーの保険料で基本的には埋葬費の確保が可能である。

しかし、以上の計算は、あくまで個人々人についてみたにすぎず、これを家族単位で考えれば、自ずから様相は異なつてこざるをえない。即ち、仮に子供二人の四人家族を想定すれば、誰に死が生じても葬儀・埋葬費の必要が生じるから、不慮の事故から家計破綻を招かないためには、最低四ペンスの保険料を覚悟せねばならない。実際にも、さきにもた一〇〇

〇万という有効契約数は、複数加入が常態化していたことを窺わせる。複数加入に伴う保険料負担の増大は、不安定な就業状態・疾病の発生しやすい生活・労働環境におかれている貧困な低賃金労働者の家計にとって、けつして無条件に耐えられるものではない。しかも、事故の発生の際に、首尾よく保険金を得るためには、収入が減少あるいは中断した場合でも、中断することなく保険料を払い続けなければならず、時として、日々の衣食住に必要な費用を節約・削減することを余儀なくされる事態も当然生じうることになる。

こうして、さきに指摘したように、不慮の事故に備え、生活の不安定性を取り除くはずの家計支出が、逆に生活の不安定性を惹起せしめるという関係が不断に再生産されることになり、さらにそのことに対処するために、益々多くの家族成員が、貨幣収入を求めて資本の搾取材料へと転化され、その過程で再び生命の不安定性が高まり、保険への依存を余儀なくされて、またしても家計負担の増大を招くという、二の冒頭で確認した、営利主義の支配と貧困との相互促進的な進展こそ、簡易生命保険の大量的普及が労働者生活へもたらした内容であったと言えよう。

(2) 小 括

以上、簡易生命保険の生成と展開の過程を、簡易生命保険会社の成長過程と、その前史を形成した地方的「埋葬組合」、全国的「集金組合」の活動とをみるなかで跡づけ、そのなかで、簡易生命保険が、労働者生活へいかなる影響を及ぼしていったのかをみてきた。

ブルードンシャルの主導のもとで進められた簡易生命保険の拡大と近代化の過程は、一面では、効率的で便益性の高い埋葬保険を生み出すことによって、集金組合の詐欺的性格からくる重大な限界を突破し、一層広範な低賃金労働者に、この保険の利用を可能ならしめていくという過程であったが、同時に他方では、労働者生活の貨幣関係への依存を押し進め、新たな家計負担を生み出すことによって、生活の不安定性を再び増幅せしめていくという過程でもあった。後者の内容は、さらに言えば、貧困化を促進し、生命そのものを脅威に晒す資本の蓄積運動が、不断に労働者の保険への依存を高めることによって、零細な大衆資金を保険会社のもとへ集中させていく過程であった。しかもこの過程は、保険会社のもとへ巨

額の資金が集中されればされるほど、保険会社はその資金を基盤に、より危険な領域へ、即ち一層広範な領域へ進出することが可能となり、そのことによって再び拡大された規模で零細な大衆資金を集中していくという形で進行していく。専ら社会の下層部分を取引の対象とする簡易生命保険業界で、短期間のうちにブルードンシャルという「巨人」が形成されたという事実は、何よりもこのことを明瞭に示している。

簡易生命保険の大量的普及がもたらした以上の内容を端的に表現すれば、労働者生活への貨幣関係の拡大と保険会社の家計支配の進展による、生活の不安定化の絶えざる再生産ということになる。

だが、これまでみてきた簡易生命保険の近代化の過程は、あくまで簡易生命保険の一面の姿でしかない。簡易生命の展開過程の総体を把むためには、かかる近代化の過程を背後へ押しやるほどの広範な詐欺・べてんまがいの不正行為とそれによる深刻な弊害の進展という、もう一方の側面をどうしても見落すわけにはいかない。また、こうした側面を反映して繰り越し登場してこざるをえなかった、簡易生命保険の困窮化の動きについても無視するわけにはいかない。章を改めて

これらの問題をみることにしよう。

- (1) 一九世紀初頭の典型的な地方組合(Local society)の形成は「カンパニー・システム」(パートナーシップ・システム)の、一七九二年設立)は、疾病と埋葬に対する保険及び會員の相互交流を目的として設立された。P. H. J. H. Gosden, *The Friendly Societies In England 1815-1875*, Manchester Unity Press, 1961, p. 17. 一九世紀初頭の友愛組合については、中野保男「一九世紀初期のイギリス友愛協会と相互扶助」大阪女子大『社会福祉評論』第四四号、一九七六年を参照。
- (2) Gosden, *Self-Help: Voluntary Associations in Nineteenth-century Britain*, B. T. Batsford Ltd., 1973, p. 115.
- (3) Report of Sir George Young, Assistant Commissioner to the Royal Commission appointed to inquire into Friendly and Benefit Building Societies, p. 27, quoted by Fourth Report of the Commissioners appointed to inquire into Friendly and Benefit Building Societies, 1874, B. P. P., Insurance Friendly Society 6, Session 1873-74, p. 424. (以下「Forth Report」を略記) 以下の地方的「埋葬組合」と全国的「集金組合」についての分析は、主として報告書に依拠している。報告書は調査時点(一八七二〜七四年)の実態のみならず、随所でこれらの組合の発展過程についても分析しており、友愛組合史としての内容も備えている。ただ集金組合については、調査時点の実態が一九世紀中葉でも基本的
- に妥当するとの判断から、部分的に報告書の調査内容を、そのまま前史として分析した時期(一九世紀四〇〜五〇年代)を用いてその内容を述べた。
- (4) A Supplementary Report on the result of a special inquiry into the Practice of Interment in Towns, by Edwin Chadwick, 1843, B. P. P., Health General 4, p. 414. (以下「Supplementary Report」を略記) 初稿の「ホーム・コート委員会」へ提出されたスタンリー報告書は、その時点でおお存続していた埋葬組合を紹介しているが、それらの所在地の多くが居酒屋となつてゐることは、かかる事実を裏づける言文がある。一例を挙げるとは「New United Friendly Burial Society, Crown and Anchor Inn, Port Street, Manchester, established 1818, Registered, Report of the Assistant Commissioners (Hon E. Lyulph Stanley), B. P. P., Insurance Friendly Societies 8, Session 1874, p. 279. リュッポに代るは in の他は tarren, alehouse, gin-shop, beerhouse の五種類の居酒屋があり、マン(マンリッシュ・ハウスの略)は総称であるといはれてゐる。加藤祐三『イギリスとマンチ』岩波書店、一九八〇年、二〇三ページ。
- (5) Fourth Report, p. 424.
- (6) Ibid., p. 423. リュッポが、この段階の集金組合と後の全国的規模を有する集金組合とを区別するために前者を地方的「埋葬組合」(あるいは単に埋葬組合)、後者を全国的「集金組合」(あるいは単に集金組合)と呼び分けてゐる。
- (7) A. Wilson and H. Levy, *Industrial Assurance: An*

Historical and Critical Study, Oxford University Press, 1937, p. 25.

- (8) Gosden, Self-Help, p. 117.
- (9) Supplementary Report, p. 414.
- (10) Wilson and Levy, op. cit., p. 21. 「小規模で地方的な状態にとどまり、かつ財政的に成功した地方埋葬クラブは、たしかに数のうえではいく少数である。」Gosden, Self-Help, p. 117.
- (11) Gosden, Self-Help, p. 117, cf. Wilson and Levy, op. cit., p. 27.
- (12) Fourth Report, p. 424.
- (13) 一九世紀の友愛組合の発展 *The Friendly Societies in England, 1815-1875*, および下田平裕身「イギリスにおける友愛組合運動の発展とその帰結」東京都立大学経済学部紀要『経済と経済学』第二八号、一九七二年を参照。
- (14) 「ノースコート委員会」の調査に加わったG・ヤングは、地方クラブの会員から、いたるところで次のような話を聞かされた。「我々は大きな組織に大刀打ちできない。それらは年々この分野の最も奥まった片隅にも浸透しつつあるが、現在のクラブの多くでは、若い会員の入会が直ちに止まってしまう、半世代のうちには消滅するか破産してしまふ。いくつかの町では、大きい組織は、地方組合を一掃してしまった。」Wilson and Levy, op. cit., pp. 26-27.
- (15) 集金人の管理・運営への関与について、いくつかの典型を

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険(横山)

あげれば、まずロイヤル・リバーでは管理委員会の主要メンバーを集金人が占め(管理委員会は組合業務の全権限と絶対的決定権を有することが規約に明記されていた)、ユナイテッド・フレンドリー・ソサエティの場合は、中央委員会一人中一〇人が集金人によって結成され、リバプール・ウィクトリア・リーグでは、中央委員会が一人の代理人(集金人)と三人の本部役員で構成されていた。Gosden, Self-Help, pp. 120-121.

- (16) Ibid., p. 122.
- (17) Ibid., p. 119.
- (18) Wilson and Levy, op. cit., p. 25.
- (19) Fourth Report, pp. 450-451.
- (20) Ibid., p. 445.
- (21) Ibid., pp. 446-447.
- (22) Ibid., p. 446.
- (23) 「大多数の集金組合は埋葬費の保険を主たる営業種目とすることによって、最下層の労働者にまで手を伸ばすことに成功し、商社会社制による近代的な簡易保険制度への道をととのえるという歴史的役割を担ったのである。」水島一也『近代保険の生成』千倉書房、一九七五年、一四〇ページ。
- (24) 「エクイタブル以前と以後では、生命保険契約の基礎が全く異り、エクイタブルの設立により、近代的・科学的生命保険の基盤が築かれたのである。」浅谷輝雄『生命保険の歴史』四季社版、一九五七年、七三ページ。
- (25) 亀井利明「英国における保険監督法の発展」生命保険文化

一五九(一五九)

- 研究所『所報』第一〇号、一九六三年、一八四〜五ページ。
- (26) 田村祐一郎「一八世紀と一九世紀のイギリス生保業」『所報』第三九号、一九七七年、一〇〇〜一〇一ページ。
- (27) ヴィクトリア期における「自助・節儉」精神の浸透に大きな役割を果たしたサミュエル・スマイルズの思想については、村岡健次『ヴィクトリア時代の政治と社会』ミネルヴァ書房、一九八〇年、天川潤次郎「ヴィクトリア時代のイギリスにおける社会経済倫理の基礎」関西学院大学『経済学論究』第二八巻第二号、一九七四年九月を参照。
- (28) B. Supple, *The Royal Exchange Assurance: A History of British Insurance 1720-1970*, Cambridge University Press, 1970, p. 113.
- (29) 庭田範秋『生命保険』有斐閣、一九七八年、四一〜四二ページ。
- (30) 生田武夫『簡易生命保険論』有光社、一九四〇年、二四三〜四二二ページ。因みに、*Industrial life assurance* (近年あるいはアメリカでは通例 *assurance* の代わりに *insurance* を使用) という名称は不適切な誤解を招くものであることが共通に指摘されている。例えば、R. I. McAfee, R. W. O'Sullivan『現代の生命保険』(本城俊明訳、生命保険事業研究所、一九五五年)では、「簡易保険(英語では産業生命保険 *Industrial life insurance* と名づける)の命名は、実質的には誤った命名であって、屢々、一般人によって、間違っこの保険が、従業員のため、産業団体が契約する、いわゆる団体保険 *Group insurance* と見なれることがある。『産業』*Industrial* なる語はまた、この保険が実質的に労働者に独占されることを意味するのであるが、このことが、全的に真実だとは言えない。実際には『週払保険』*Weekly Premium Insurance* というのが更に適切な表現であり、この保険種類は、週払制度による戸別集金を特色とする」と指摘されている。二二二〜二二三ページ。
- (31) 「普通生保」と「簡易生保」とは、その機能の違いからをいふ別々の市場を形成するが、一九世紀末から二十世紀初頭にかけて交錯がみられ始める。田村祐一郎、前掲論文、九一〜九二ページ。因みに G. クレイトンによれば、一八五〇年から一九一四年は、「英国保険の黄金時代」にあたり、その特徴のひとつは、簡易生命保険の発展であるといわれる。G. Clayton, *British Industry*, Elek Books Ltd, 1971, Part II.
- (32) 亀井利明、前掲論文、一八八〜一八九ページ。
- (33) Report from the Select Committee on Assurance Associations 1853, B. P. P., Insurance Friendly Societies 3, Sessions 1829-63, p. 129.
- (34) R. W. Barnard, *A Century of Service: The Story of the Prudential 1848-1948*, Chapter I.
- (35) *Ibid.*, p. 13. この点は「社史」という性格もあり、同社の簡易生命保険の開始が、労働者の声をうけとめたものであることを誇大にアピールする意図がこめられているように思われる。
- (36) H. W. Andras, *Historical Review of Life Assurance in Great Britain and Ireland*, Charles and Edwin Layton, 1912, p. 79.

- (37) Barnard, op. cit., p. 36.
 (38) Ibid., p. 37.
 (39) 同社が、上述した最初の簡易生命保険会社インダストリアル・フンド・シエネラル保険会社の支部として一八五二年に設立された。
 (40) Barnard, op. cit., p. 36.
 (41) Ibid., pp. 38-39. なお加入に際しては、加入料・インシリング、証券印紙 (policy stamp) 代六ペンス、保険料受取帳 (premium receipt book) 代一ペニーの支払が求められた。
 (42) Ibid., p. 39.
 (43) Ibid., p. 17.
 (44) Ibid., p. 19. ブルーデンシャル以上の実績を誇っていたブリテッシュ・インダストリーがこの合併へ踏みきった契機は、なお根強い基盤を有していた地方埋葬クラブが同社の進出に対して加えたさまざまな攻撃にあったとされている (ibid., p. 19) が、それ以上のことは明らかでない。
 (45) 一八六五年には Temperance and Integrity Soc., Consolidated, London and Westminster の三社を吸収、合併一八七〇年には International Hercules を買収した。因みに、吸収・合併の過程で社名も幾度か変更された (ブリテッシュ・インダストリーとの合併の後、British Prudential Assurance Company となり、次いで一八六五年の合併で British Prudential and Consolidated Assurance Company となった)。現在の社名 The Prudential Assurance Company は、一八六五年に改められたものである。

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険 (横山)

- (46) B. S. ラウトトリ、長沼弘毅訳『貧乏研究』千城、一八七五年、三九五ページ。
 (47) Barnard, op. cit., p. 44.
 (48) 水島氏の評価によれば、この児童保険表の方式一五歳以下の保険金を低く抑え、年齢に応じて漸増させる一は、「幼児殺しの可能性を失わせ、児童の賃労働者としての成長に対する労働者家計の要求と同時に、労働力の保全を望む総資本家の要望を満たすものであった。」前掲書、一四八〜九ページ。
 (49) 水島、前掲書、一四八ページ。
 (50) Andras, op. cit., p. 81.
 (51) Barnard, op. cit., p. 42.
 (52) Wilson and Levy, op. cit., p. 37.

三 簡易生命保険の弊害と国営化論

(1) 簡易生命保険の弊害と欠陥

一八六〇年代の簡易生命保険市場は、既にブルーデンシャルによって相当広大な領域が支配されていたが、同時に、機械制大工業の一層の進展に伴う絶えざる賃労働者の増大と、彼らの間での不熟練・低賃金労働者の比率の高まり、さらには、都市への人口集中の引き続く進行等によって、市場は不

断に拡大を遂げていた。

こうした市場の拡大傾向は、一方で、会社設立の簡便化の進行と保険事業に特有の参入の容易さ―参入のための最低必要資本額の低位性―という条件と相俟って、絶えざる新規参入を招き、また他方では、既存の弱小・泡沫会社、さらには、二でみた地方的「埋葬組合」とか全国的「集金組合」にさえ存立しうる余地を与えることになった。なかでも、簡易生命保険会社の登場以降、一層その営利的性格を強め、保険会社と全く同質の存在となつていった有力な全国的「集金組合」⁽¹⁾は、独占化を進め、この領域で無視できぬ地位を占めつつあつた。⁽²⁾

したがって、一九世紀後半の簡易生命保険は、独占的地位を確立したブルージェンシャルを頂点とし、そのもとにパール、リフージュ等の有力な簡易生命保険会社と、ローヤル・リバー、リバプール・ウィクトリア等の有力な全国的「集金組合」が続ぎ、さらにそれぞれの裾野に激しく生成・消滅を繰り返かえす弱小・泡沫会社および組合が存在するという構造をもつて展開されていった。

簡易生命保険をめぐる弊害は、何よりも、かかる構造の裾

野を構成する弱小・泡沫会社と組合の乱立・消滅によって、断断に醸成されてこざるをえなかつた。

① 乱立・消滅と大量の失効

簡易生命保険会社の乱立と消滅が、労働者階級の中に深刻な弊害をもたらしているとして、後にみる「郵便保険」(国营簡易生命保険)の創設をもつて、その改革を試みたのは、第二次パーマーストン内閣の大蔵大臣、グラッドストーンであつた。彼は、「郵便保険」法案の審議の過程で、乱立・消滅の実態について次のように指摘した。

「事業に失敗するか、または別の原因でその事業を放棄する保険会社が、どれほど多数にのぼるかは、以下の表で了解されるだろう。即ち『一八四四年から一八六二年までの一九年間に於ける保険会社の創設および経過についての要約(一八六三年の郵便年鑑より)、計画された会社数五九六、設立された会社数二七六、消滅二五九、合併一二、事業の転換一六一、衡平法裁判所への閉鎖登録五七』……毎年一〇〇の会社が事業に失敗しているのです。」⁽³⁾

これらは生命保険会社全体に関する数値であり、簡易生命保険会社それ自体についてみたものではないが、ともかくも、すさまじい乱立・消滅ぶりが端的に示されていると言えよう。生命保険市場への参入は容易であつても、安定した経営を確

立することは、極めて困難であったことが窺われる。

こうした実態を生々しく描写しているのが、一八九一年に出版された、簡易生命保険の実情に関する小パンフレット

『Useless Thrift or How people are Robbed』である。

それによれば、

「一八七〇年以前の旧制度のもとでは、彼らは営業をはじめめるのに多くの貨幣は必要でなかった。比較的最近まで、営業を始めるためには、一組の椅子と机及び常備資金に必要な数ポンドで十分であった。保険証券が有効となるまでの六ヶ月（給付の半額が支給される）は、給付を支給するのではなく、集金人が、給付がもらえる状態にある会員とか、病氣にかかっているか、あるいはやがて会社を支払請求してきそうな会員については、保険料の請求をしないように指図されるということは、どこでも行なわれていたし、実際、あれこれの方法で支払請求を押えるのは、容易なことであった。請求に応じなければならず、しかもそのための手持ちの資金がない時にはいつでも、『募金 (Help round)』や借金をするとか、時計・指環、あるいはもっと別の品物を質に入れるなど、役員は力の及ぶかぎりの手を尽さねばならなかった。私が今話しているのは、一〜二の保険会社ではなく、たいていの保険会社の役員が頼らねばならぬい応急処置なのである。」⁽⁴⁾

一八七〇年の「生命保険会社法」の成立までは、供託金の義務もなく、極論すれば、その気になれば誰でも保険事業を

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険（横山）

手掛けることができた。しかも、わずかでも加入者があれば、保険料という形で即座に現金を手にすることが可能であった。しかし、専門的な保険技術の心得を欠く素人業者は、大抵この保険料と収益とを同一視してしまい、早々と浪費してしまつたために、ひと度保険金を請求されれば、忽ち破産へ追い込まれざるをえなかった。そのたびに、被保険者は、一片の恩恵も得られぬまま、保険料だけ奪われるという「被害」を被らねばならなかった。

しかも、さきの小パンフレットの紹介でも明らかのように、被保険者から保険金請求の権利を奪うために、したがって、保険金支払を回避するために、被保険者を意図的に失効へ追いやるという、詐欺同然の行為さえ例外ではなかった。絶えず破産の危機に直面している経営を、少しでも維持しようと思えば、結局、こうした手段に訴えるより他に道はなかった。まさに、小パンフレットが指摘するように、「あらゆる機会が、会員の失効のための、したがってまた責任を解除するために利用されるという事実がなければ、〔経営を維持するということ〕事態は、全く不可能」⁽⁵⁾であった。

シドニー・ウェップは、失効を、簡易生命保険の「最大の

欠陥のひとつ」と見做して、厳しく批判した。彼は言う。

「毎年、イギリスで保険を申し込み、保険料の払い込みをはじめ一〇〇〇万人のうち、受取りの資格が与えられるほど長期間にわたって過払いを続ける者は、ほんの僅かな部分にすぎない。社会全体の有効保険証券八〇〇〇万のうちには、一時的にしか有効でなく、結局は支払い請求なしに失効になってしまう夥しい数を含んでいる。失効は、おそらく年間六〇〇万か七〇〇万あるにちがいない。……失う現金は僅か―おそらく週あたり数ペンスで数週間分にすぎない―であるが、心理的影響は大きい。」

② 集金制度と過大な管理費

簡易生命保険の弊害を惹き起したさらに重要な要因は、集金制度とそれが不可避的にもたらす過大な管理費支出であった。簡易生命保険は、「本来的に販売政策に基礎をおく過当競争産業」であるが故に、集金人(外務員)による集金・販売活動が存否を決する位置にあった。しかし、集金制度は、その性質上莫大な経費を要した。すでに第19表でみたように、収入保険料に対するその比率は、有力な簡易生命保険会社の場合でさえ、四〇〜五〇%にも達していた。弱小・泡沫会社については、さらにその比率は高くなると思われるが、そのことを十分予想させるのは、さきの小パンフレットにみる、

次のような指摘である。即ち、仮に労働者が週一シリングの保険料を払うとすれば、年間保険料総額は二ポンド二シリングとなるが、そのうち最低一ポンド五シリング五ペンスは代理人(集金人)の報酬として、一三シリングは管理のために支出される。したがって、支出後の残額は一三シリング七ペンスでしかない。⁽⁸⁾つまり、保険料の六割以上が集金制度のために支出されていた。かかる恐しく脆弱な財政基盤が、さきに見た破産・消滅そして大量の失効を不可避的に生み出さずにはおかなかつたことは、容易にみてとれよう。

こうして、劣悪な生活水準のもとで捻出された労働者の保険料が、何らの便益も享受しえぬまま水泡に帰してしまふという事態が、集金組合等の前近代性を克服すべく登場した簡易生命保険会社のもとでさえ、広範に繰り広げられていった。それは、S・ウェップのいう「心理的影響」にとどまらず、家計を圧迫し、生活不安を高める実際的な影響を及ぼすものであった。

不慮の事故による巨額の支出から家計を守り、家計負担を軽減するはずの貨幣支出が、逆に家計を圧迫し生活不安を促進するという、さきに指摘した営利主義の支配と貧困化の相

互促進的展開が、ここでは、営利主義による貨幣の詐取という形態をとって、それ故、最も象徴的な形をとって進行していったことが確認されよう。そして、かかる事態は、貧困を食い物にし、そこへ寄生して利得を得んとする、かのすさまじいばかりの営利主義が、不可避的に生み出さざるをえないものであった。

以上で示された簡易生命保険の弊害と欠陥、そしてそれが及ぼす有害な影響の広がりこそ、自由放任のもとでさえ、たえず保険の国営化が粗上りのほってこざるをえなかったところの直接の要因であった。最後に、かかる国営化による改革の試みとその議論についてもみておかねばならない。

(2) グラッドストーンによる郵便保険の創設

① 郵便保険法案をめぐる対抗

簡易生命保険がもたらした多くの弊害は、労働者階級のうちでも、とりわけ低賃金で不安定な状態におかれていた部分を中心に広がっていただけに、執拗に「自助」が強調される「救貧法」体制のもとにおいても、全く無視するわけにはい

かない深刻な問題であった。政府は、一方では、さきの一八五三年「特別委員会」が建議した生命保険事業の改革案を、その後も二〇年近くも放置するという消極的な姿勢を示しながらも、他方では、事態の深刻さに押されて、立法化による営業規制とは別の方向で改革に乗り出すことになる。即ち、国営簡易生命保険の創設である。

労働者むけ生命保険の国営化構想自体は、早くから議論されてきており、一九世紀初頭にも一度法案として議会に提出された経過がある(A Bill for establishing a Fund and Assurance office for investing the Savings of the Poor)。この法案は、「労働者階級の保険を集中するために、郵便局を利用せんとした最初の試み」であり、「ずっと後に『簡易保険』と呼ばれたものの、国家の直接的援助とその管理を用いた、最初の、極めて注意深く考えぬかれた計画」であったとされている。⁽⁹⁾法案自体は、結局成立に至らず、「労働者保険の一層の発展には直接の影響を与えなかった」が、「労働者保険に対する需要が、議員の関心をひくほどに強かったこと、また、この早い時期に、既に実際上の困難さが明らかであったことを示す歴史的文書」として、かつまた、「そのときまでに普及を遂

げていた分散的な（地方的な）引用者）保険とか「不慮の事故に」備える制度（system of assurance or provision）が、新しく生み出された工・鉱業地域への地方からの流出の結果、崩壊しつつあったことを示す⁽¹⁰⁾ものとして、重要な意味をもって⁽¹¹⁾いる。

保険国営化の構想は、その後の著しい保険ブームのなかで後景に退いていたが、上述した弊害の広がりや契機に、再び注目されることとなり、一八六五年、ついに、時の大蔵大臣グラッドストーンの手によって日の目を見るに至った。

グラッドストーンは、一八六四年三月、郵政大臣に生命保険事業の実施・権限を与えることを内容とした、いわゆる「郵便保険法案（Government Annuitants Bill）」を議会に提出した。もともと、法案自体は、その規定の詳細な説明が序言で全くなされていなく、政府をして、かくも重大な社会立法上の方策を着手せしめるに至ったところの事情に關しても全く陳述されていないという、極めて不十分なものでしかなかった⁽¹²⁾。しかし、委員会での法案審議の段階で、説明に立ったグラッドストーンが、「簡易保険事業の改革は、議会在国民に負っている義務である」との見解を示し、かつ具体的な

弊害に触れるに及んで、その意図が、明白になっていった。

だが、ここで見落してならないのは、法案の性格から明らかなように、グラッドストーンの意図は、けっして既存の簡易生命保険会社や集金組合の直接的規制とか、公的管理への転化をめざすものでなく、むしろ、任意保険の健全化を実現するということにあったという点である。P・モロウによれば、彼は、「保険会社よりも優れた条件で保険を販売することによって、保険会社を、おそらくより高いであろう国家の水準と並ぶところまで引きあげざるをえないように導き、もしそれに従わなければ、それらは、事業から追放されることになるだろうということ⁽¹²⁾を期待していた」のである。

とはいえ、法案の内容は、明らかに、従来全く私的な事業であった領域への公的介入を意味していたので、当然にも、既得権を擁護せんとする保険会社や集金組合の激しい抵抗に遭遇せざるをえなかった。

保険会社は、素早く抗議行動を開始した。七〇あまりの保険会社の代表が、グラッドストーンと面会し、そこで法案への反対声明を提示した。業界の首座を占めるブルーデンシャルも、秘書官H・ハーベンを通して法案への圧力を強めてい

った。ハーベンは、まず、グラッドストーンが同社について行った「中傷的な言明」に抗議する書簡を、『タイムズ』誌へ送りつけた。彼は、そのなかで、ブルーデンシャルの活動をふり返りつつ、同社が簡易生命保険のバイオニアであったこと、ここへ至るにはあらゆる困難が克服されねばならなかったこと、ことに事業の全国への拡大には一〇万ポンド以上の費用を要したこと等を述べるとともに、保険会社が負しい人々への保険を扱うように、保険会社を奨励すべきであることを指摘した⁽¹³⁾。さらに、グラッドストーンの返書に対するコメントとして、彼は、法案はけっして簡易生命保険に認められる弊害を取り除くことにはならないことを次のように強調した。

「低額保険からあらゆる障害を取り除くことは政府の義務である。だが、その方法については現在論争中である。……トラックスステムの弊害は、政府が小売店を開いて多数の貧民を保護することによって解決されなかった。工場の児童の雇用に伴う弊害は、政府が綿紡績業者になることによっては軽減されなかったし、社会的あるいは商業上の制度に伴う弊害もまた、政府が直接に統制し監督しようとしても緩和されなかったのである。」⁽¹⁴⁾

その後の書簡のやりとりの過程で、ハーベンは、グラッド

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険（横山）

ストーンにあれこれの助言を行なった。そのうちのいくつかは、最終法案に直接影響を与えることになったと言われている⁽¹⁵⁾。そのことを裏づけるかのように、グラッドストーンの簡易生命保険への批判は、明らかに勢いを弱められてきていた。最終的に彼は、「現存する組織がすべて詐欺的であると述べるのは正当ではない」との言明を行なった⁽¹⁶⁾。ただ彼には、一貫して、既存の組織が、「この領域へ立ち入るべからず、ここは既に塞がれている」と政府に対して主張しうるほど十分な機能を果してはいない、との認識があり、立法化の意志そのものは変えなかった⁽¹⁷⁾。

他方、悲惨な浮き沈みの状態に晒され、かつ貯蓄を失う状態におかれていた労働者は、法案を歓迎した。かかる大衆的支持と、議論の過程で、法案の賛否は別として、多大な弊害それ自体には改善の必要があることが明白になることによつて、かつまた、上述したグラッドストーンの妥協的対応もあって、一八六五年に法案は議會を通過した。こうして、簡易生命保険は、“官民並存”の時代へ移っていくことになる。

② 郵便保険の現実

最終的に成立した「郵便保険法 (the Government Annuities

一六七（一六七）

Act)は、以下の諸点を主要な内容としたものであった。即ち、(1)年金および保険事業が郵便局によって営まれること、(2)保険金の上限と下限をそれぞれ二〇ポンド、一〇〇ポンドとし、年金の場合は、年間それぞれ四ポンド、五〇ポンドとする。(3)被保険者の資格は一六〇才とする。(4)強制的医的診査の実施、(5)保険料の徴収は、集金人を用いず、指定した郵便局へ払い込ませることとする。その際、週払いから年払いまでのうち、一定の方法を選択する。(6)資金は政府証券(Government Securities)へ投資される。

かくして販売が開始された郵便保険は、以後、どのような推移を辿り、簡易生命保険の弊害をどの程度是正する作用をもったであろうか。この点について、結論を先どりして言えば、その崇高な意図にも拘らず、全く惨たんたる結果に終り、ほとんど意味ある役割は果しえなかったというのである。

このことは、何よりも郵便保険の契約数に端的に示されている。即ち、郵便保険の調査と改革のために郵政大臣フォーセットによって設置された一八八二年の「特別委員会」が明らかにしたところによれば、一八六五年から一八八一年までの期間に、僅か六五〇〇件の契約数しか得られなかった。や

や具体的な数字を示せば、年間平均契約数は、年金の場合、最初の三年間(一八六五〜六七年)が二六六件、保険は五〇〇件、最後の三年間(一八七九〜八一年)では、それぞれ一〇〇〇件、三六〇件であった。かかる契約数の少なさに加えて、六五〇〇件の契約数のうち、四〇〇〇件以上が契約保険金の最高限度(二〇〇ポンド)のもので、最低限度(二〇ポンド)の契約は、僅か四〇〇件にすぎないことに見られるように、より貧困な層の加入は、ほとんど果しえなかったというのが実情である。

それでは、かかる目を被うばかりの低迷ぶりは、いかなる原因によって余儀なくされたのであろうか。この点について、「ノースコート委員会」の第四次報告書は、次にみる国営化拡大論にかかわって、要約的に次の二点を指摘した。即ち、第一に、制度自体が十分に知られていなかったこと、第二に、保険料が受けとられる範囲も、保険が認められる範囲も、ともにあまりにも狭すぎたこと、さらに、集金制度の欠落が、これらの諸点を規定していること。同様の指摘は、以後、繰り返し行なわれるが、例えば、さきの一八八二年「特別委員会」は、活動不振の原因として、(1)戸別訪問・集金制度の欠

如、(2)業務を扱う郵便局の数の少なさ及び早すぎる終了時間、(3)不適切な保険金の制限、(4)医的診査を含む手續きの煩雑さ、の四点を挙げた。⁽²¹⁾これらの指摘から明らかなように、郵便保険の最大の欠陥は、集金制度の欠陥にあった。簡易生命保険の「踊ぎの石」としての集金制度を取り去ることで、健全な管理を果さんとした郵便保険が、逆に集金制度を持たないこととで迷低を余儀なくされるという、極めて皮肉な結果を招くことになったわけである。それは同時に、集金制度ぬきには、貧困な低賃金層の組織化は全く不可能であるという現実を、計らずも証明することとなったと言えよう。

だが、再三の改革提案にも拘らず、その実施は一貫して放棄され、低迷状態から脱せぬまま、ついに一九二八年、下院予算委員会の業務停止の勧告を受けるに至り、その年かぎり新契約の受け入れを中止するという結末を迎えることになる。

郵便保険のかかる現実とは、国営化による簡易生命保険の弊害の除去という対応策も、それが、既存の営利保険を放置したままでは、もはや有効な機能を発揮しえなくなっていたことを示している。それは、換言すれば、営利主義に対する公

的規制を抜きにした簡易生命保険の改革は、もはや現実的な有効性を持ちえないことを示していた。さらに言えば、郵便保険の失敗は、保険会社と同じ原理にたつ、いわば保険主義的対応による貧困対策の限界を露呈したもので、その点でも、「救貧法」体制を打破しうる本格的な公的保障制度の確立が、一層不可欠となってきたことを、改めて確認させる意味をもっていたと言えよう。しかし、そうした方向が現実化しうるには、なお幾多の曲折が経られなければならないかつた。

さて、郵便保険の失敗は、当然にも、簡易生命保険に対する新たな改革論の登場を促すこととなった。そうした改革論のうちでも、最も包括的な内容を備えていたのが、次にみる「ノースコート委員会」の改革提案であった。

(3) 「ノースコート委員会」の改革提案

簡易生命保険の改革をめぐる動きは、郵便保険の創設以後も、相次いで具体化してくる。その一例が、一八六八年に、リッチフィールド卿(Lord Richfield)によって提出された、友愛組合に関する法律改正のための法案である。同法案は、

埋葬費のための児童むけ保険の改善、失効に際しての保護措置、所属組合の変更に伴う問題等を内容としており、明らかに簡易生命保険の改革を意図したものであった(当時なお簡易生命保険に関する独自の法律は存在しておらず、専ら「友愛組合法」がその内容を規定していた)。

この法案に対して、保険会社や集金組合は、直ちに反対の意を表明した。議会内においても議論が続いた。政府は、かかる動きのなかで、法案の原理を基本的に承認するとともに、問題を全体として調査するために、王立委員会を任命することを決定した。リッチフィールド卿は、この決定を受け入れて法案を取り下げた。⁽²²⁾

この王立委員会は、一八七一年にスタッフフォード・ノースコート卿(Sir Stafford Northcote)を委員長とする「友愛組合および建築組合の調査のための王立委員会」として発足した。委員会は、詳細な地方調査と多数の証言によって、あらゆるタイプの友愛組合及び簡易生命保険会社の実態を全面的に解明し、そのうえに立って、改革の内容を勧告した。委員会の調査結果及び勧告は、四次にわたる報告書として提出されたが、それらはじつに数千ページにも及ぶ膨大な量であった。

なかでも、これまで頻繁に引用してきた第四次の報告書は、総括的な位置を占めるもので、調査が明らかにした実態のみならず、委員会が最終的にまとめあげた改革のための提案も含んでいる。以下では、とくに簡易生命保険にかかわる改革提案の内容についてみることにしたい。

第四次報告書のなかで、委員会の簡易生命保険に対する改革が具体的に示されているのは、第八章「国家の活動について(On State Action)」である。具体的には、疾病保険と年金及び死亡保険とに対する国営化の是非を論じつつ、そのなかで、簡易生命保険のあり方を提示するという形をとっている。

報告書は、まず、友愛組合に対するこれまでの国家の活動を総括したうえで、友愛組合と国家との適切な関係について、これまでに明らかとなった様々な意見を、二つの相反する見解にまとめている。即ち、一方の見解は、私的な管理(private management)に委ねられるべき事柄に対する国家のあらゆる干渉を撤回するように指摘するものであり、他方の見解は、友愛組合によって行なわれている事業全体を国家が直接に引き受ける、つまり、国営友愛組合(National Friendly Society)を創設するよう主張するものである。⁽²³⁾ 報告書は、以

下、後者の国営保険プランを検討するかたちで展開される。

報告書は、まず、国営保険プランの賛成論者の見解を踏まえて、このプランのもつ利点を以下の三点に整理した。即ち、(1)「〔保険の〕基礎の大幅な拡大が、より確実な平均を与えらる。」「(2)「不健全な取引や会員のもたらす妨害的な作用が軽減される。」「(3)「会員の地域間移動が、保険を維持するうえでの不便さなしに可能となる。」⁽²⁴⁾ 次いで、このプランの反対論者を紹介し、彼らが、疾病保険の国営化には反対しているが、年金及び死亡保険の国営化については、必ずしも反対しているわけではない点を確認している。さらに、疾病保険の国営化に反対する論者たちが挙げている根拠が、とくに、仮病等の詐欺の防止の困難さにあることを明らかにしている。

これらを踏まえて、報告書は、第一に、疾病給付の国家による引き受けには反対であるという態度を明らかにした。その際、委員会が根拠としているのは、予想されうる様々な技術上の困難さとか弊害ではなく、国営化が「独立精神 (a spirit of independence)」へ与える否定的影響である。即ち、

「人々に独立精神を育成するという偉大な目的は、疾病あるいは労働不能に対して、彼ら自身の備えに委ねるやり方によって、また、

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険 (横山)

彼らが、その備えを不十分、あるいは不適切にしか為さないとしても、彼らとその結果に耐えるままにしておくというやり方によって達せられるものである。……(ところが、疾病給付の国営化は) 必要な時には国家の援助に頼るといふ考えに頼ませ、そうして、今では、多くの人々に、救貧税からの援助を求めることを思いとどまらせている、尊大なプライドという障壁 (the barrier of honourable pride) を打ち壊すという傾向をもつであろうと信ずる。」⁽²⁵⁾

しかし、かかる反対意見は、死亡保険あるいは、老齢に対する保険の場合にはあてはまらない、というのが報告書の立場である。というのは、これらの場合には、保険の支払請求について、疾病の場合に生じうる問題—例えば仮病による不正請求—はなく、死亡あるいは一定年齢という簡単に明白な事実で証明が可能だからである、とされている。

この点から、第二の結論が導き出される。即ち、年金および死亡保険の国営化とその拡大の必要という点である。報告書の言葉によれば、

〔現存の—引用者—国営の生命保険 (Government Life Assurance) と国営の据え置き年金 (Government Deferred Annuities) 及び低額養老保険 (small endowments) の制度……が拡大され、これらの給付がより貧困な階層にまで行き渡れば、多大な利点が生じ得であろうとの意見をもっている。〕⁽²⁶⁾

一七二 (一七二)

繰り返し確認しておけば、報告書は、年金および死亡保険について、現存の国営簡易生命保険である郵便保険を、簡易生命保険によって現在占められているその範囲全体にまで拡大すべきであるとの方向を打ち出したのである。そして、この郵便保険の拡大のために、是非とも集金制度を採用すべきこと、また、大衆に広く知らせ、紹介するだけではなく、労働者階級の要求をより十分に満たすよう改善もされなければならぬことを、併せて提案し勧告した。⁽²⁷⁾

以上の要約的な紹介からも明らかのように、「ノースコート委員会」は、簡易生命保険に対して、国家の介入をより大規模に推し進めるべきことを基本とした改革を提案した。しかも、委員会には、グラッドストーンにみられたような簡易生命保険会社や集金組合に対する妥協的な姿勢は、報告書にみるかぎりでは、存在しない。この点は、当然予想される国営化拡大の反対に対し、委員会は、予め、それらが主張するであろう反対のための理由について検討を加え、どのような点からもそうした主張に正当性はない旨、書き添えていることから明らかであった。

しかし、提案の内容から明らかのように、「ノースコート

委員会」の改革も、依然としてその発想は保険主義的であり、新たな公的制度の確立を展望するものではけっしてなかった。そしてこの点は、あくまで「救貧法」体制を堅持せんとする―その姿勢は疾病保険への対応に明瞭に示されていた―委員会の立場からすれば、いわば当然の帰結であったと言えよう。かかる限界は、報告書をうけて提出されたはずの法案に現われた露骨な自由主義への逆もどりと、それに対してさえ強烈な反対を唱え、修正を余儀なくさせていった簡易生命保険会社と集金組合の強大な影響力とによって、一層助長されることとなった。⁽²⁸⁾

こうして、簡易生命保険の改革は、その弊害の深刻さからたえず国家のより積極的な介入を求める方向へむかいつつも、保険主義的な対応を脱しえないが故に、また、あまりにも強大な影響力を獲得するに至った簡易生命保険会社や集金組合の反対をまえにして、有効な施策を生み出すことができなかつた。⁽²⁹⁾そして、かかる限界が再び、簡易生命保険の領域を営利保険が益々大規模に支配していくことを可能とした。こうした構造が、「国民保険法」下の社会保険に重大な影響を与えていくことになる。

(1) 一八九六年の「集金組合及び簡易保険会社法」は、遅ればせながら、集金組合の保険会社化を確認するものであった。即ち、同法は「埋葬保険を行なう何種の機関が原理的には同じものであり、相互扶助よりも事業であることに注目したことを示すものであった。そして、疾病保険を柱に相互扶助を行なう組合と区別するために、後者に『集金 (collecting)』なる言葉をつけることを規定したのである。」櫻原朗『イギリス社会保障の史的研究』法律文化社、一九七三年、二七〇ページ。

(2) 表は、一八七二―二年の段階における主要集金組合の会員数を見たものである。一〇万人以上の会員をもつ四大組合が、会員数の実に七九%を占めており、いかに独占化が進行していたかを端的に示している。なかでも、最大規模のロイヤル・リバーは、単独で五五万人(全体の三八・六%)を組織する巨大組合となっていた。

(3) Wilson and Levy, op. cit., p. 41.

(4) Useless Thirt or How People are Robbed, by One who Knows (1891), to be found in library of the London School of Economics, quoted by Wilson and Levy, op. cit., p. 63. ウィルソンとレヴィの著書で引用されているこの小パンフレットは、彼らの引用表記で示されているとおり、作者不明のものである。以下、引用はウィルソンとレヴィの著書のページを示す。

(5) Ibid., p. 64.

(6) Ibid., p. 86.

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険(横山)

主要集金組合の会員数 (1871, 72年)

	本 部	設立	会 員 数 (B)	B/A (%)
Royal River	Liverpool	1850	550,000	38.6
Liverpool Victoria Legal	"	1843	※ 220,000	15.4
Scottish Legal	Glasgow	1852	216,343	15.2
United Assurance	Liverpool	1832	※ 140,000	9.8
United Legal	"	1840	※ 50,000	3.5
Liverpool Protective	"	1856	48,132	3.4
Loyal Philanthropic	"	1844	45,800	3.2
Integrity Life Assurance	London	1858	※ 42,000	2.9
Royal London	"	1861	※ 25,000	1.8
City of Glasgow	Glasgow	1862	※ 24,000	1.7
St. Anne's Catholic	Liverpool	1847	※ 20,000	1.4
小 計			1,381,275	96.9
調査総計 (20組合)			(A) 1,426,073	100.0

注) 出所, Registrar's Reports for 1871 and 1872; Reports of Registrars for Scotland and Ireland for 1872, and Reports of Assistant Commissioners, Fourth Report, p.436 より作成。

1) 会員数については、Scottish Legal と Liverpool Protective 以外は明らかに概数であるが、報告書でその旨が明記されているのは※を記した組合のみである。

- (7) Social Insurance and Allied Services. Report by Sir W. Beveridge, 1942, p. 254. 山田雄三監訳『ワヴァリッソ報告・社会保険および関連サービス』至誠堂、一九六九年、三六八ページ。
- (8) Wilson and Levy, op. cit., pp. 63-64.
- (9) Ibid., p. 20.
- (10) Ibid., p. 20.
- (11) Ibid., p. 40.
- (12) D. Morrah, A History of Industrial Life Assurance, George Allen and Unwin Ltd., 1955, p. 30.
- (13) Barnard, op. cit., pp. 48-49.
- (14) Ibid., p. 49.
- (15) Ibid., p. 50.
- (16) Wilson and Levy, op. cit., p. 43.
- (17) 法案には、友愛組合も激しく反対した。彼らはとくに、グ
ラッパストーンが、下院での演説で友愛組合に対して加えた
批判を重視し、それに抗議する書簡を、友愛組合連合の代表
を通じて提示した。そこには、実際に認められる詐欺的行為
には憤慨しているが、それは全体を考慮すれば些細な特徴で
しかないこと、弊害を生んでいる組織を扱う際には、自治に
よる組織と営利的組織との区別が必要であること等が述べら
れており、全体として、改革の必要性を認め、それを受け入
れてはいたが、友愛組合という制度自体についてのいかなる
批判にも抗議するところの態度をとった。Ibid., p. 42.
- (18) Ibid., p. 44, Morrah, op. cit., p. 31.

- (19) Ibid., p. 98, Morrah, ibid., p. 31.
- (20) Fourth Report, pp. 530-531.
- (21) Wilson and Levy, op. cit., p. 98.
- (22) Ibid., p. 45.
- (23) Fourth Report, p. 529.
- (24) Ibid., p. 529.
- (25) Ibid., p. 530.
- (26) Ibid., p. 530.
- (27) Ibid., p. 531.
- (28) 法案は、正しいルールと生命表の作成を援助し、大衆への
正確な情報を提供させるための若干の条件を付した以外は、
「できるだけ自由に自分たちの望む方向に従わせるようにす
る」ことを基本としていた。また、法案に盛り込まれた幼児の生
命保険に関する制限条項は、簡易生命保険と集金組合の反対
にあり、大幅な修正を余儀なくされ、事実上骨抜きにされた。
Wilson and Levy, op. cit., p. 56.
- (29) 戦後もふくめてイギリスの保険国有化論を歴史的に概観し
たものに、酒井正美『英国保険国有化論について』『生命保
險経営』第四十七巻第四号、一九七九年、がある。

おわりに

以上、一九世紀中葉におけるイギリス資本主義の巨大な資
本蓄積が推し進めた、労働と生活の両面における貧困化の深

まりによって生命と健康を破壊され、肉体的退化と高い死亡率を余儀なくされた不安定な低賃金層が、葬儀・埋葬問題の深刻化を契機として、いかに大規模に営利保険⇨簡易生命保険へ組織されていったか、そしてそのことによって、いかに貧困化と生活の不安定化が促進されていかなるをえなかったか、についてみてきた。また、簡易生命保険に対する改革が、営利主義の圧力と保険主義的な対応のもとで、いかに立ち遅れたものとならざるをえなかったかについてもみてきた。

「救貧法」体制は、一方で、公的救済としての救貧法による活動を、低水準かつ劣悪な処遇におしとどめることによつて、莫大な貧困層をそこから遠ざけつつ、他方で、その機能と費用を、「独立・自助」を強調することによつて、貧困層自身の肩へ転嫁していった。だが、文字どおりの自助を実現しうる共済活動を組織し参加しえた部分は、高い抛出金の支払いが可能な、熟練労働者を中心とする労働者の上層に限られざるをえなかった。全国的な規模を有し、整備された高水準の諸給付を保証した本来の友愛組合は、組合基金を脅かす、疾病・死亡率の高い、「危険な」低賃金層を、加入に厳しい条件を課すことで事実上排除していたし、また、共済機能をも

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険（横山）

つ労働組合の多くは、熟練労働者によつて組織される排他的な職能別組合であり、そこでは、低賃金の不熟練労働者ははじめから排除されていた。

かかる自助⇨共済の枠組のなかで、公的救済制度からも自主的共済活動からも遠ざけられた圧倒的多数の低賃金労働者のあいだに、彼らにも加入が可能な、低額の任意保険に対する広大な需要が創出され、公的規制が全く無力な水準にとどめられるもつとで、この種の保険を営利活動の対象とする簡易生命保険会社が、彼らを大量に組織し、巨大な成長を遂げていったのである。

それ故、簡易生命保険の拡大は、「救貧法」体制が労働者の側へ生み落した、いわば必然的な産物であり、換言すれば、「救貧法」体制は、たえずその背後に、すさまじいばかりの営利主義的任意保険の展開と、保険会社による労働者の大規模な組織化をもたらす構造を有するものであったと言える。そしてこの事実こそ、一九一一年「国民保険法」下での「公的保険と営利保険の共存関係」を現実化せしめたところの最も奥の物質的基礎であった。

かかる営利主義による任意保険の拡大は、繰り返し強調し

一七五（一七五）

てきたように、労働者生活が、日々の営みだけでなく、将来に対する備えまでも商品・貨幣関係に依存せざるをえなくなつたということ、即ち、商品・貨幣関係の労働者生活への一層の拡大を示すと同時に、そのことを通じて、生活の不安定性を取り除くはずの家計支出が、営利主義の支配のもとで逆に生活の不安定性を増大せしめ、新たな貧困を生み出す要因に転化するという、営利主義の支配による生活の不安定性の促進をも示していた。さらに、それは、生活の不安定性が不可避免的に生み出す保険への依存の高まりを契機に、大衆の零細な資金が大規模に保険会社のもとへ集中され、それを通じて保険会社による家計支配が一層強められていくことをも意味していた。

それ故、簡易生命保険の大量的普及は、端的に表現すれば、労働者生活への貨幣関係の拡大と保険会社の家計支配の進展による、生活の不安定化の絶えざる再生産という内容を示したと言えよう。

ところで、「はじめに」でも指摘したように、これまでのイギリス社会保障史研究では、救貧法による公的救済活動の制約的な性格、それを補完する自主的共済活動等については

詳細に分析されてきたが、営利事業として営まれる任意保険しかも労働者階級へ広く浸透していった簡易生命保険については、ほとんど顧みられることがなく、わずかに、「国民保険法」下の「認可組合」の分析において触れられるにすぎない、というのが実情である。だが、これまで見てきたように、「救貧法」体制は、その背後にたえず営利主義的な任意保険の展開を必然化せしめる構造をもっていたのであって、かかる点の分析を欠いては、「救貧法」体制が有した社会経済的な役割の評価も一面的にならざるをえないし、「救貧法」体制と「国民保険法」との関係も一面的な把握を免れないと思われる。

こうした問題の設定と分析視角は、誤解を恐れずに表現してみれば、公的福祉と民間福祉、あるいは公的福祉政策と民間福祉産業、社会保障と生命保険等を相互に関連づけながら総体として福祉にかかわる領域を見据えていくということに他ならない。福祉水準が低位に押しとどめられる一方で、「生命保険王国」とさえ言われる事態を生み出すに至ったわが国の「福祉状況」の正確な分析のためにも、さらに「日本型福祉社会」の建設と称して進められている近年の福祉見直

し、福祉切りすてとそのもとの民間委譲等の分析のためにも、かかる問題設定と分析視角が益々必要とされてきていると言えないだろうか。

さて、「救貧法」体制下で巨大な成長を遂げた簡易生命保険会社と集金組合は、一九一一年「国民保険法」の成立過程で、いかにして「認可組合」制度への参加を実現していったのか、またその実施過程で、社会保険としての機能にいかなる影響を与え、どのような問題を惹起せしめていくことになったか、即ち、「公的保険と任意保険の共存」はどのように展開されていったのか、このことが次に分析されなければならない。次稿の課題としたい。